# 令和4年 多賀町議会3月第1回定例会会議録

#### 令和4年3月4日(金) 午前9時28分開会

# ◎出席議員(12名)

1番	神糸	11	宗	宏	君	7	番	富	永		勉	君
2番	清	水	登り	人子	君	8	番	大	橋	富	造	君
3番	近	藤		勇	君	9	番	Ш	添	武	史	君
4番	木	下	茂	樹	君	1 0	番	Щ	口	久	男	君
5番	松	居		亘	君	1 1	番	Ш	岸	真	喜	君
6番	菅	森	照	雄	君	1 2	番	竹	内		薫	君

# ◎欠席議員(0名)

なし

## ◎説明のために出席した者の職氏名

町	長	久	保	久	良	君	福祉保健課長	林		優	子	君
副町	長	小	菅	俊	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	君	産業環境課長	飯	尾	俊	_	君
教 育	長	山	中	健	_	君	地域整備課長	藤	本	_	之	君
会計管理	者	奥	Ш	明	子	君	学校教育課長	吉	田		克	君
企 画 課	長	野	村		博	君	教育総務課長	本	多	正	浩	君
総 務 課	長	石	田	年	幸	君	生涯学習課長	大	岡	まり	bみ	君
税務住民課	長	岡	田	伊久	人	君	監査委員	寺	西	久	和	君

# ◎議会事務局

事務局長夏原伸幸 書 記村田朋子

# ◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定(3月4日~25日 22日間)

日程第3 諸般の報告

日程第4 施政方針および行政報告

日程第5 産業建設常任委員長報告

日程第6 同意第 2号 多賀町公平委員会委員の選任につき同意を求めること

について

日程第7 議案第 3号 多賀町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第8	議案第 4号	多賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例につい て
日程第9	議案第 5号	多賀町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を 改正する条例について
日程第10	議案第 6号	多賀町放課後児童クラブの設置および管理に関する条 例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第 7号	(仮称)多賀町第3放課後児童クラブ建築工事の請負 契約の変更について
日程第12	議案第 8号	令和3年度多賀町一般会計補正予算(第10号)について
日程第13	議案第 9号	令和3年度多賀町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号) について
日程第14	議案第10号	令和3年度多賀町水道事業会計補正予算(第1号)に ついて
日程第15	議案第11号	令和4年度多賀町一般会計予算について
日程第16	議案第12号	令和4年度多賀町国民健康保険特別会計予算について
日程第17	議案第13号	令和4年度多賀町介護保険事業特別会計予算について
日程第18	議案第14号	令和4年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算に
		ついて
日程第19	議案第15号	令和4年度多賀町育英事業特別会計予算について
日程第20	議案第16号	令和4年度多賀町多賀財産区管理会特別会計予算につ
		いて
日程第21	議案第17号	令和4年度多賀町大滝財産区管理会特別会計予算について
日程第22	議案第18号	令和4年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計予算について
日程第23	議案第19号	令和4年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理 特別会計予算について
日程第24	議案第20号	令和 4 年度多賀町農業集落排水事業特別会計予算について
日程第25	議案第21号	令和4年度多賀町水道事業会計予算について
日程第26	議案第22号	令和4年度多賀町下水道事業会計予算について
日程第27	請願第 1号	「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」につい
		て、シルバー人材センターに及ぼす影響が極めて大き
		いことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措
		置を求める請願

日程第28 請願第 2号 旧遠藤邸(多賀634番地)の跡地利用に関する請願 書

# (開会 午前 9時28分)

○議長(竹内薫君) ただ今から、令和4年3月第1回多賀町議会定例会を開会いたします。

○議長(竹内薫君) 本定例会に町長より提出されました案件は、同意案1件、議案20件であります。また、議会より提出いたしました案件は、請願2件であります。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議を賜りますようよろし くお願いいたします。

(開議 午前 9時29分)

**○議長(竹内薫君)** ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

**〇議長(竹内薫君)** 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

2番 清 水 登久子 議員 3番 近 藤 勇 議員 を指名いたします。

○議長(竹内薫君) 日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る2月16日開催の議会運営委員会において、本日3月4日から25日までの22日間に決定していただいておりますので、そのようにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(竹内薫君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から25日までの22日間に決定しました。

○議長(竹内薫君) 日程第3 「諸般の報告」を行います。

次の4点について報告いたします。

第1、12月21日の本会議において可決いたしましたコロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書については、国および関係行政庁へ提出いたしました。 第2、請願については、お手元に配布しております文書表のとおり、請願2件を受理 しました。

第3、12月、1月に実施された出納検査および定期監査の結果については、お手元 に配布しておりますとおり、報告がありました。

第4、議員派遣については、お手元に配布しております報告書のとおり、議員派遣を 行いました。 ○議長(竹内薫君) 日程第4 「施政方針および行政報告」を行います。 町長から施政方針および行政報告の申出がありましたので、これを許します。 久保町長。

#### [町長 久保久良君 登壇]

○町長(久保久良君) 本日、令和4年3月第1回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、さきの臨時会でも申し上げましたとおり、昨年末からの大雪により多賀町内では大きな被害が出ており、町内で500件を超える被害の報告を受けております。季節は3月、春を迎える頃とはなりましたが、いまだ多くの家屋では復旧工事が進んでいない状況で、町内のあちこちで大きな傷痕が残っております。さきの臨時会でお認めを頂きました、被害に遭われた家屋に対しての被災住宅修繕緊急支援事業補助金につきましても、2月末現在51件の申請を頂いており、少しずつではありますが、復旧の方向に進んでおりますが、本格的な復旧となりますと、令和4年度に入ってからも相当の時間を要するものと考えております。

今回の雪害を受け、このような金銭的な支援も重要ではありますが、自然災害に対応するには、改めて自助、互助、共助、公助による総力戦が必要であると考えております。今後、住宅の修繕に要する垂木などの木材不足や高騰も懸念されます。また、道路の除雪や高齢者世帯などでの排雪作業、屋根の雪下ろしの必要性など、今後同じような大雪を想定して、いろんなご意見も頂戴しております。今回の大雪を一つの教訓として、多賀町における多賀町らしい対応策を町民の皆様とともに進めてまいりたいと考えております。

なお、現在、3月末を締切りとしております雪害による被災住宅修繕緊急支援事業補助金につきましては、締切日の延長についても配慮する必要があると考えております。 一件の申告漏れも起こさないよう、柔軟に対応してまいります。

それでは、本定例会に提出をいたしました議案は、同意案件1件、条例案件4件、請 負契約に関する案件1件、令和3年度一般会計および特別会計補正予算案3件、令和4 年度一般会計および特別会計予算案12件、合わせて21件でございます。本定例会に は数多くの議案を提出させていただきました。いずれも重要な議案でございますので、 慎重なご審議を頂き、適切なご決議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

今回提出をさせていただきました一般会計予算案の総額は57億5,000万円となり、前年度当初予算と比較しますと9億4,600万円、19.7%増額の過去最大の予算規模となりました。令和2年度と3年度の2年間にわたって、新型コロナ感染症対策事業を実施するため、過去2か年の決算額も拡大傾向にありましたが、令和4年度におきましては、コロナ対策などの安心安全なまちづくりに必要な予算を最優先に確保しつ

つ、将来に向けての投資的経費であります大型事業を着実に実行するための予算編成と なっております。

そのうち、令和元年度より着手しておりますスマートインターチェンジの整備につきましては、事業量の差から上下線の同時開通は難しい状況にありますが、早期に事業効果が出せるよう、下り線のみを令和4年度末に供用開始する方向で関係機関と調整を図っております。

そのほか、認定こども園の整備事業では、いよいよ園舎の建築工事に入ります。原油高による輸送コストの増大、鉄鉱石の不足、世界的な半導体の供給不足など、世界経済の影響を受けた資材の高騰が著しい状況にあり、当初の計画を上回る予算額となりましたが、将来を担う子どもたちへの投資は着実に進めてまいります。財政調整基金からの繰入れを行うなど、将来負担を抑制しながらの財源確保に努めた予算編成により、必要な事業は必要としてしっかりと取り組んでまいります。

なお、令和4年度予算の詳細の内容につきましては、副町長、各担当課長からそれぞれ会計ごとにご説明申し上げます。ご審議よろしくお願い申し上げます。

続きまして、令和3年度末を迎え、行政の近況についてご報告をいたします。

まず初めに、企画課所管についてであります。中山間地の活性化の取組では、県立大学のご協力を頂きながら、地域の皆さんとともに具体的な取組について検討を重ねております。地域おこし協力隊の委嘱を念頭に置いた大滝神社旧宮司宅の改修、弁当製造拠点として活用予定の旧営林署宿舎の改修など、少しずつ具体的な取組に向けた足場づくりをしております。今後は実際に取組を始めていくこととなりますので、関係者の皆さんと対話を重ね、大滝地域の活性化という目標がしっかりと実を結んでいきますよう努めてまいります。

また、この取組の中の公共交通に対しましては、大滝地域の高校生とその保護者を対象とした交通に対するアンケート調査を実施いたしました。路線バスの廃止以降、愛のりタクシーの利用を促進することで通学手段の確保に取り組んでまいりましたが、まだまだ地域の公共交通としてお認めいただけていないと感じております。現在、近江鉄道線の上下分離方式への移行に向けて県・関係市町との協議を重ねているところであります。多賀町にとって重要な交通インフラである鉄道線を守っていくことに加え、路線バス、愛のりタクシーなどをフル活用し、地域の移動手段をしっかりと確保するとともに、高齢になり、自動車に乗らなくなっても安心して暮らしていけるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

また、多賀地区では、現在も計70区画を超える開発計画が進んでおり、人口減少を抑え、若者世帯の増加が期待されるところであります。しかしながら、開発可能な市街化区域も残り少なくなり、今後は既存集落内への新たな流入など、開発に頼らない人口対策も必要となってまいります。

こうした中、年末年始の豪雪によって多くの家屋が被害を受ける中、空き家の問題も

浮き彫りになっております。屋根やひさしの損壊した空き家が今後周囲に悪影響を及ぼ していくことも懸念されますので、所有者の方への啓発を含め、適切な管理をしていた だけるよう働きかけるとともに、まだまだ使える空き家については、次の方に使ってい ただけるよう空き家・空き地バンクを活用いただきたいと考えております。

川相区にありますお試し住宅「川相みら家」には、4月以降新たに体験移住を希望される方があります。ほかにも東京圏から当町への移住希望の方がおられるなど、地方での暮らしをお考えになっている方々の中で、多賀町がその選択肢の一つになる、そのような兆しが見えてきたのではないかと期待しているところであります。今後、多賀町の魅力をさらに高め、外から人に来ていただける、ずっとこの多賀町に住み続けたいと思っていただける、そんな多賀町のまちづくりに努めてまいります。

次に、国が進めております行政のデジタル化についてであります。去る9月にデジタル庁が設立され、国を挙げてデジタルトランスフォーメーションの推進が叫ばれる中、当町でも少しずつ取組を進めております。この1月より運用を開始しました公開型地図情報システムもその1つであります。インターネット上に多賀町の様々な情報を地図を使って提供することで、より分かりやすい情報発信ができるものと考えております。また、役場窓口で手数料等をお支払いいただく際、これまで現金しか取り扱うことができませんでしたが、4月よりキャッシュレス決済を導入すべく、今議会に関係条例の改正を上程させていただいております。

「誰一人取り残さないデジタル化」。国では、こうしたスローガンを掲げておられます。これは、高齢者の多い当町でこそ達成するべきものであると考えております。デジタルとアナログの融合、人と人の温かな交流と効率性の追求、これらは両立できるものと考えております。町民の皆さんにおかれましても、まだまだ身近なことと認識されていない方も多いのではないかと思いますが、小さな町、多賀町だからこそできるデジタル化の在り方についても、高齢者と若者が共同でつくり上げるような取組として進めてまいります。

次に、福祉保健課所管では、新型コロナワクチンの3回目となる追加接種についてであります。まずは感染により重症化リスクの高い町内の2つの高齢者介護施設から接種を始め、75歳以上を対象としたふれあいの郷での集団接種は2月21日、25日の2回が終わり、465人が接種されました。現時点での高齢者等の予約状況につきましては、対象者の約9割近くの方が予約を済まされておられます。なお、第6波は全国的に保育園や介護施設等で感染が拡大した状況を踏まえ、保育士、福祉関係職員等の職種につきましては、優先枠を設け、できるだけ早く接種できる体制に努めてまいります。

産業環境課所管の環境関係では、現在、第2期多賀町環境基本計画の策定作業に努めております。この計画は、国が目指す循環型社会に向け、町民、事業者、行政が一体となって環境に配慮した取組を計画的に進めていくための基本計画となります。この計画に基づいて、2050年までの温室効果ガスの排出ゼロ、カーボンニュートラルの達成

に向けた新たな取組を進めてまいります。

また、農業関係では、1月の臨時会でお認めいただきました多賀町新型コロナウイルス感染症対策農業者緊急支援交付金につきましては、多賀町の農業を守り、安定的な農業経営を継続するためには大変重要な施策であると考えております。現在、3月中旬を期限に、各農家からの申請を受け付けて交付金を交付する予定であります。引き続き、各農家さんへの周知を図るとともに、コロナによる農業への影響を少しでも緩和できるよう、早急な事務執行に努めてまいります。

次に、地域整備課所管では、さきにも申しましたように、今シーズンの大雪により、 ライフライン、特に道路の機能が大幅に低下する事態となりました。町民の皆様には大 変なご苦労とご心配をおかけしたこととなり、町として力不足を認識しております。こ のような記録的な豪雪におきましては、多賀町が行ってまいりましたこれまでの除雪体 制だけでは対応に限界があると認識しております。集落の方々にも除雪に関与していた だくなど、より多くの方々の力を結集して、官民協働で対応していくような体制づくり に努めてまいらなければならないと思っております。

次に、教育委員会所管では、まず令和4年度の保育園等の入所の状況を報告します。 申込みにつきましては、合計372名の申込みがあり、前年度と比較しまして33名の 増加で、343名の方に入所の決定を行いました。入所の審査に当たりましては、3歳 児以上については入所保留が出ないよう調整を行ったところでありますが、0歳児の申 込みが多く、結果として、0歳児から2歳児までで29名の入所保留とさせていただき ました。このような状況を少しでも解消し、子育てニーズに応えるべく、現在進めてお ります(仮称)久徳認定こども園の整備につきましては、まもなく造成工事に着手し、 令和4年度の園舎工事の後、令和5年度の開園に向け、着実に事業を進めてまいります。 また、利用児童の増加により、多賀小敷地内に整備しております放課後児童クラブに

また、利用児童の増加により、多賀小敷地内に整備しております放課後児童クラブにつきましては、本年3月末完成予定で工事を進めております。4月から新たな環境となりますが、利用する子どもたちが安心安全に楽しく過ごせる生活の場となるように、ソフトとハードの両面から環境整備に努めてまいります。

生涯学習課では、1月9日に中央公民館「多賀結いの森」において令和4年新成人のつどいを開催しました。今年も新型コロナウイルス感染症が蔓延しつつありましたが、来賓の方々を限定し、式典の内容を一部簡素化するなど、コロナ対策を徹底しながら執り行いました。当日は、雪の心配もありましたが、日差しが降り注ぐ好天の下、新成人84名のうち66名の方が出席されました。恩師の方々の温かいメッセージも頂き、成人の門出を祝福させていただきました。

博物館では、昨年12月17日に文化庁から答申があり、アケボノゾウ化石が大型陸上哺乳類化石としては初となる国の天然記念物指定を受けることとなりました。翌12月18日にはプレス発表と指定答申セレモニーを実施し、多賀町からアケボノゾウ化石多賀標本を全国に発信することができたのではないかと思っております。引き続き、ア

ケボノゾウ化石の研究や活用を推進するとともに、地域の皆様とともに多賀の自然や歴 史、文化について発信してまいりたいと思っております。

以上、3月議会定例会の開会に当たり、行政の近況についてご報告申し上げ、挨拶に 代えさせていただきます。ありがとうございます。

- ○議長(竹内薫君) これで施政方針および行政報告を終わります。
- ○議長(竹内薫君) 日程第5 「産業建設常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について、報告を求めます。

6番、菅森照雄産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 菅森照雄君 登壇〕

**○産業建設常任委員長(菅森照雄君)** 閉会中における産業建設常任委員会の調査結果を、 会議規則第77条の規定により、次のとおり報告いたします。

2月4日午後1時30分より、役場3階第1委員会室において、委員全員と議長、町長、副町長、担当課の出席の下、企画課所管、多賀町入札制度、地域整備課所管、町道除雪体制についての調査を目的とし委員会を開催しました。

企画課所管では、入札制度について、課長から、多賀町の入札制度は、予定価格100万円以上の件は建設工事契約審査会での審議を経て、130万円以上の件は条件付一般競争入札と指名競争入札としている。条件付一般競争入札は、あらかじめ事業者を指名せず、業種、地域指定などの条件を設け公告を行い、応札を求める。指名競争入札は、多賀町建設工事指名基準により土木工事、下水道工事、舗装工事、水道工事、建築工事ごとにあらかじめ指名競争入札参加事業者を定め、予定価格に応じて事業者を選定し、応札を求める。130万円未満は随意契約とすることができるが、随意契約できる条件は、工事または製造が130万円未満で、性質、目的が競争入札に適しないもの、障がい者施設、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体から受ける役務の提供、災害等で緊急を要するとき、時価と比べて著しく有利な価格で契約できる、競争入札に付しても入札者がいない、再入札に付しても落札者がいないときなどであるとの説明がありました。

入札執行の流れは、所属課で設計書を作成し、起工する。起工伺いは担当者、所属課長、企画課長、総務課長、執行者の決裁の後、入札執行を終えるまで企画課長が厳重に保管する。契約審査会では、予定価格は示されず、工期、概要、業者選定のみを審査し、審査結果に基づき、指名競争入札の場合は指名業者に通知、一般競争入札の場合は公告を行い執行する。入札執行は、入札執行当日の朝に町長が予定価格と最低価格を決定し、封書後、入札書の開封と同時に開き、額の比較を行い、開封の結果、予定価格内で、最低価格を下回らない入札額の中で最も低価であったものを落札者として契約を締結する。

今回の不祥事により、入札制度については、第三者委員会で審議されており、暫定の 運用として予定価格に応じ指名競争入札を執行していたが、指名業者の固定化を解消す るため、原則、条件付一般競争入札としている。土木工事の1,000万円未満の工事では町内事業者を対象とし、予定価格1,000万円以上の工事では、従前5,000万円以上の工事において運用してきた条件付一般競争入札としている。建設コンサルタント、物品・役務は同じような事業者が選定されており、予定価格にかかわらず県内事業者を対象とした条件付一般競争入札とする。また、随意契約について、当町の状況を熟知している、これまでの実績などを理由にした安易な特命随意契約は行わない。また、令和3年11月から電子入札を導入、一部郵便入札としているとの説明がありました。

主な質疑と答弁では、一般競争入札と指名競争入札との違いはに対し、一般競争入札は、参加条件を付して公告し、あらかじめ事業者は選定しない。指名競争入札は、入札参加事業者をあらかじめ選定する。

また委員から、指名競争入札は町内事業者が多いと思うが、一般競争入札の範囲はに対し、湖東管内、もしくは県内、工事規模に応じて県外とする場合がある。

また、随意契約も審査会の対象になるのかに対し、100万円を超える場合は対象となる。競争入札にするか随意契約にするかを含め審査する。

また、随意契約とはに対し、入札を行わない契約である。特定の事業者との契約を特命随意契約とし、工事であれば130万円、物品80万円、そのほかも随意契約を認める規定があり、入札に適さないもの、災害対応、落札者がいない場合など、100万円を超える案件であっても特命随意契約を認める場合がある。

また、決定権はに対し、契約審査会である。

また委員から、今までと変わったところはに対し、一般競争入札は、土木工事において5,000万円以上、建築工事では1億円以上の案件としていたが、原則全て一般競争入札としている。

また、指名競争入札から条件付一般競争入札にする理由はに対し、指名競争入札は事前に入札公告を行い公表しているので、参加事業者が分かる。条件付一般競争入札は入 札参加事業者が特定できない。

また委員から、予算書の中で工事費が明記されているが、業者が知り得るのかに対し、 予算書では複数件が合算されており、個別の判断は難しい。

また委員から、予定価格の切り率の基準はに対し、率は決まっていない。工事ごとに 判断、極端な切り率にならないように配慮されている。

また、従前5,000万円以上の工事の入札参加事業者も5,000万円未満の工事に 参加できるのかに対し、1,000万円を超えるものについては、基準がなく、第三者 委員会の答申が出るまで、その都度、契約審査会で判断される。

また、町内の本社と営業所は同じ扱いかに対し、営業の実態の有無について調査すべきと考えている。しっかりと事業所を構えて営業しているところが不利にならないように考えていかなければならない。

また、電子入札の現状はに対し、小規模事業者には手続の負担が大きく、主に建設工

事、設計コンサル業務を対象としている。それ以外は紙での入札を継続し、物品・役務 の提供は電子入札の対象としていない。

また委員から、予定価格は入札当日の朝に作成するとの説明であるが、なぜ今回の事件が起きたのかに対し、予定価格を本人が知り得ることはあり得ない。本人は裁判で、予算書が総務課で開示されている。予算書を見に行くように伝えただけと最後まで言っていたとの答弁がありました。

また、指名基準の取扱いについて、基準は運用しないと書かれているがに対し、指名 基準は毎年定めている。第三者委員会の答申を頂くまでの暫定的な運用において指名競 争入札で執行することは考えていないが、入札参加条件の設定の中で、町内事業者に一 定の機会が広がるような仕組みを残していくべきと思っているとの答弁がありました。

以上で企画課に関する質疑を終了し、次に、地域整備課所管では、町道除雪体制について、課長から、町道の積雪および凍結対策では、職員による重機除雪と業者委託や集落委託で作業を実施しており、そのほかにも、消雪工が四手多賀北線、多賀第2工業団地線、多賀絵馬通り線、多賀高宮線の4路線で設置、融雪設備を樋田仏ケ後線に設置している。さらに、凍結防止剤の散布について業者委託をしている。また、出動基準は大岡、水谷、仏ケ後、大君ケ畑の4か所に設置された自動積雪計のデータによる積雪10cm以上を計測すると、各事業者に出動要請メールが自動配信される。職員による除雪では、2人1組16班で2グループを編成し、除雪ルート起点、多賀中学校登校坂下からと終点、敏満寺高宮線多賀ゴルフ練習場からスタートし、落ち合うまでを1サイクルとして、積雪状況により繰り返し作業を実施している。除雪時間は、早朝班は5時30分から8時30分、昼間は12時30分まで、以降状況に応じ17時までを基本に班を交替しているが、年末年始の豪雪時には例外的に3時開始として対応したとの説明がありました。

業者委託では、多賀工業会の解散により、前年度の受託業者と町内営業所に意向調査を行い、新規参入1社、離脱が3社となり、合計10社により26班を編成して除雪作業を行っている。作業開始は原則5時30分~20時30分。また、集落委託では平成25年度より多賀区と富之尾区の2集落と契約。町が除雪していた従来の除雪ルートの約1kmから2kmをカバーしていただいている。作業時間は5時30分から17時。委託料は1日当たりの定額としている。除雪委託期間は12月15日から3月14日までとし、出動基準は職員や業者と同様である。また、ふるさと除雪事業では、集落等による町道の除雪作業への取組に対する補助制度であり、除雪機の購入、修理、除雪用取付け器具の購入に対する補助や、作業を実施された日数に対する補助を行うものである。長期的な課題として、業者のオペレーターの高齢化や機械の老朽化による受託業者の不足、住宅団地の新設等に伴う除雪路線の延長増加への対応を検討していかなければならない。集落除雪についても、現在お願いしている2集落のほかに、新たに取り組んでいただく集落を募集していきたいとの説明がありました。

主な質疑と答弁では、積雪計のデータが、集落によっては現地の積雪量との差が大きい。降り方によって積雪量が異なる。改善できないのかに対し、いくつかの集落で同様の問題があると認識している。積雪計を増やすことで改善できる見込みであるが、設置場所の選定やシステムの改修等について検討が必要である。

また、ふるさと除雪事業を集落で取り組む場合、何人かで保有している機械でも可能 かに対し、ふるさと除雪事業の実施主体である集落が、個人所有の機械を集落のために 使用することの了解を得ておられるのであれば構わない。

また委員から、宝くじコミュニティー助成事業で購入されている小型除雪機での場合は、補助金の対象となるのかに対し、従来町が除雪しているルートを極力カバーしていただくことが事業効果となるので、車道の除雪に適した機械の使用をお願いするとの答弁がありました。

また、今回大雪で大変だったと思うが、団地などで多かった苦情への改善策は検討できているのかに対し、団地内は家が立ち並んでいて、大量の雪をまとめられる場所がないため、状況により排雪作業へ切り替えられる準備が必要であると考えている。

また委員から、通学路の除雪はに対し、通学路の歩道について、一部機械が入れない 狭小区間を除き、除雪を行っている。通学路については確保できたと思っている。

また、集落除雪とふるさと除雪の違いはに対し、集落委託では出動基準が業者委託と同様となるが、ふるさと除雪事業は集落の自主的な作業に対する補助であり、積雪量以外の出動基準は実施主体の判断である。

また、基本町道は除雪の対象となると思うがに対し、全ての町道を除雪することは難 しい。集落除雪、ふるさと除雪でカバーしていただく取組を進めていきたいとの答弁が ありました。

質疑を終了し、委員会を閉会しました。

以上で、閉会中における産業建設常任委員会の調査結果の報告を終わります。

○議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

- **〇議長(竹内薫君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
- ○議長(竹内薫君) 日程第6 「同意第2号 多賀町公平委員会委員の選任につき同意 を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長(久保久良君) 「同意第2号 多賀町公平委員会委員の選任につき同意を求める ことについて」、ご説明申し上げます。

地方公務員法第7条第3項の規定により設置いたします公平委員会は、職員の勤務条

件に関する措置の要求や職員に対する不利益処分の審査を行うとともに、これらについての必要な措置を講じる権限を有し、3人の委員をもって組織しております。

今回、平成20年3月11日から多賀町公平委員会委員としてご就任いただいております岸邊秀子氏が、本年3月10日をもって任期満了となります。同氏は、人格が高潔で、地方自治の本旨と教育行政に関し優れた識見をお持ちであり、適任者と考え、引き続き選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

〇議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「同意第2号 多賀町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起 立 全 員〕

- 〇議長(竹内薫君) 起立全員であります。よって、同意第2号は同意することに決定しました。
- ○議長(竹内薫君) 日程第7 「議案第3号 多賀町手数料条例の一部を改正する条例 について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

野村企画課長。

〔企画課長 野村博君 登壇〕

**〇企画課長(野村博君)** 「議案第3号 多賀町手数料条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、令和4年度より、役場庁舎などで、手数料などの窓口納付に おいてキャッシュレス決済の導入を図るため、これまで収入方法が現金に限定されてい たため、現金によらない方法での収入を可能とするために一部改正を行うものでござい ます。また併せて、そのほかに条文中の文言、字句の一部改正を行うものでございます。 議案書の方、2ページをお願いいたします。

第4条第1項中「現金で」を削り、同条第3項から第8条中において文言、字句の改 正を行います。

付則といたしまして、施行日は令和4年4月1日でございます。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第3号 多賀町手数料条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起 立 全 員〕

- ○議長(竹内薫君) 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
- ○議長(竹内薫君) 日程第8 「議案第4号 多賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石田総務課長。

〔総務課長 石田年幸君 登壇〕

〇総務課長(石田年幸君) 「議案第4号 多賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」、ご説明を申し上げます。

議案書3ページをお願いいたします。

この条例改正につきましては、令和3年5月19日公布のデジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律の施行に伴い、個人情報保護法の改正が行われ、行政機関や独立行政法人等が所有する個人情報の保護に関する2つの法律が廃止され、個人情報保護法に一本化されました。このことにより、多賀町条例で引用している箇所について、改定後の個人情報保護法に合わせて2か所の条文について字句を改正するものでございます。

1つ目は、条例第2条第1号中の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第58号)第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律(平成1 5年法律第57号)第2条第2項」に改め、2つ目は、同条第7号中「独立行政法人等 の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項」を 「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」にそれぞれ改めるものでございます。

付則では、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくご審議お願いいたします。

〇議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹内薫君) これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第4号 多賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起 立 全 員〕

- ○議長(竹内薫君) 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
- ○議長(竹内薫君) 日程第9 「議案第5号 多賀町固定資産税の不均一課税に関する 条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岡田税務住民課長。

〔税務住民課長 岡田伊久人君 登壇〕

○税務住民課長(岡田伊久人君) 「議案第5号 多賀町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明いたします。

議案書4ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、多賀町固定資産税の不均一課税に関する条例に規定されています 適用期限が令和4年3月31日となっており、地域振興を図り財政力を向上させるとい う中長期的観点から、適用期限を2年間延長し、継続的に活用するものでございます。

第2条第1項に規定されている工業生産設備における新設、増設の期間について、令和4年4月1日から令和6年3月31日まで適用期限を延長するものでございます。

なお、今回の改正は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

多賀町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての説明は 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第5号 多賀町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例に

ついて」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起 立 全 員〕

○議長(竹内薫君) 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長(竹内薫君) 日程第10 「議案第6号 多賀町放課後児童クラブの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多教育総務課長。

〔教育総務課長 本多正浩君 登壇〕

○教育総務課長(本多正浩君) 「議案第6号 多賀町放課後児童クラブの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

今回の改正は、現在多賀小学校内に建設しております放課後児童クラブが今年3月末に完成することに伴い、現在多賀小学校と敏満寺の清涼ファミリーステーションの2か所で開所している放課後児童クラブについて、多賀小学校1か所で開所をさせていただくこととなることから、その位置の変更をさせていただくものでございます。

さらに、開所日について、現在の開所日である子どもたちが学校に通っている放課後 月曜日から金曜日に加えて土曜日を追加させていただき、併せて利用負担金の追加をさ せていただくもので、所要の改正を行うものでございます。

第2条でございますが、名称および位置の変更ということで、現在運営しております 多賀小学校内の多賀町放課後児童クラブ、多賀町大字多賀722番地59および多賀町 第2放課後児童クラブ、多賀町大字敏満寺1273番地3の2か所から、多賀小学校内 の多賀町放課後児童クラブ、多賀町大字多賀722番地59の1か所に変更させていた だくものです。

第7条については、従前の条項では負担金について定めておりましたが、文言が分かりにくいということから、今回、第7条と第8条に条項を分けて、第7条で負担金の額を別表のとおりとして規定した上で、6ページでございますが、第8条で、利用する児童の保護者は負担金を町長が指定する期日までに納入しなければならないという条項を追加するものでございます。

次に、別表の負担金の額でございますが、土曜日を開所するということで、従前の平常時の月曜日から金曜日の利用の方と、新たに月曜日から土曜日を利用される方との料金を分けて設定させていただくものです。土曜日を利用される方について、従前の月額5,000円に月額1,000円を加えまして6,000円とさせていただくものです。2人目以降のご利用については、従来のとおり、半額に減額し負担を抑え、生活保護世帯についても減免を適用させていただくこととしており、運用についての変更はござい

ません。

付則において、施行日につきましては、令和4年4月8日とさせていただき、令和4 年度の新学期が始まる日ということで施行期日とさせていただいております。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第6号 多賀町放課後児童クラブの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起 立 全 員〕

- 〇議長(竹内薫君) 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。
- ○議長(竹内薫君) 日程第11 「議案第7号 (仮称)多賀町第3放課後児童クラブ 建築工事の請負契約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多教育総務課長。

〔教育総務課長 本多正浩君 登壇〕

○教育総務課長(本多正浩君) 「議案第7号 (仮称)多賀町第3放課後児童クラブ建築工事の請負契約の変更について」、ご説明申し上げます。

議案書7ページをお願いいたします。

(仮称)多賀町第3放課後児童クラブ建築工事につきましては、令和3年6月4日、6月議会定例会におきまして、滋賀県犬上郡多賀町大字一円1番地1、山崎建設有限会社代表取締役、松永靖樹と請負契約を締結する議決を頂いたところです。

今回お願いする請負契約の変更は、コロナ禍による国内での鉄骨資材の不足と価格の 上昇および資材の入荷待ちによる工期の延長に伴う経費の増加によるもの、また、建築 基礎工事中に地中から出てきましたコンクリート水路や切り株等の撤去経費が必要となったもので、当初請負金額に638万円を増額し、変更請負額7,128万円で契約を 行うことにつき、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例 第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。 〇議長(竹内薫君) これより質疑を行います。 [「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹内薫君) これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第7号 (仮称) 多賀町第3放課後児童クラブ建築工事の請負契約の変更について」は、賛成の方はご起立願います。

〔起 立 全 員〕

- ○議長(竹内薫君) 起立全員であります。よって、議案第7号は可決されました。
- ○議長(竹内薫君) 日程第12 「議案第8号 令和3年度多賀町一般会計補正予算 (第10号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

〇副町長(小菅俊二君) 「議案第8号 令和3年度多賀町一般会計補正予算(第10号)」につきまして、ご説明申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算案は、9ページ第1条にありますように、既定の歳入歳出予算の総額に9, 192万3, 000円を追加して、歳入歳出それぞれ56億5, 752万6, 000円とするものでございます。また、第2条では次年度への繰越明許費でございまして、第3条では債務負担行為の補正、第4条は地方債の補正をそれぞれお願いするものでございます。

補正の主な内容でございますが、年度末を迎え、歳入におきましては、コロナ禍における税収等の制度上からの調整、地方交付税や国庫・県費支出金の追加、また事業費の追加による町債の発行などの歳入予算の修正を行い、また、一方の歳出におきましては、各事業の精算により科目ごとの過不足を調整したものや、次年度の運営を円滑に運ぶための前倒し必要経費を計上しているものでございます。

それでは、順次ご説明申し上げます。

まずは13ページの第2表繰越明許費でございます。

次年度へ繰越しをお願いするものは11の事業でございまして、総務費では、マイナンバーカード所持者による転出・転入手続のワンストップ化のためのシステム改修費でありまして、国のデジタル社会形成整備法に基づく補正事業であります。令和5年度からの運用に備えます。

民生費では、令和4年第1回臨時会で予算計上をしました住民税非課税世帯等への臨時特別給付金でありまして、交付手続の遅延者への対応分であります。また、認定こど

も園の整備事業につきましては、開発行為許可申請手続に遅れが生じていることから、 開発行為の許可の時期を見越して、園舎建設用地購入費や造成工事費を次年度に送れる よう措置するものでございます。

衛生費は、新型コロナウイルスワクチンの接種対策費でありまして、国庫金の繰越措置に合わせての第3回目接種の費用と5歳から11歳までの子どもへの接種費用などでございます。

農業費は、木曽池の堤体耐震化調査設計費でありまして、地層の状態や豪雪によりボーリング調査事業が遅延して、全体設計業務進捗に影響を受けました。

土木費は、3つの事業でありまして、まずスマートインターチェンジの整備事業では、 上り線は緊急事態宣言など、コロナ禍の影響での事業の遅延や、下り線は国の3年度補 正予算の内示や年末年始の豪雪の影響を受けての工事の遅れであります。

また、道路維持管理事業は、年末の豪雪による除雪で、道路施設および交通安全施設等の損傷箇所の補修費用であります。本補正予算の全額を繰越しし、4月早々に着手を行ってまいります。

都市計画費では、(仮称) 多賀結いの森公園の整備事業でありまして、農作物の作付計画により、1名の地権者を除いた用地購入費や設計業務委託の契約繰越しでございます。

消防費は、年末の豪雪により家屋のひさし折れなどの修繕工事費に対する助成金でありまして、各被災家屋の修繕工事の完了が遅延することから、第1回臨時会での補正額全額を範囲内として繰越しするものでございます。

教育費では、大岡高塚古墳周辺整備基本構想の策定は(仮称)多賀結いの森公園の整備計画に合わせたものと、埋蔵文化財発掘調査費はスマートインターチェンジ上り線取付け道路敷地となる彦根市犬上郡営林組合用地の遺跡調査費でありまして、積雪の影響を受けて一部調査費を繰越しするものでございます。

これら多くの事業を繰越しいたしますが、国の補正予算の追加分やコロナ禍あるいは 豪雪の影響、事業の協議期間や関係機関との調整など、進捗上の諸事情によっての理由 で繰越しをお願いするものでございます。

次の第3表の債務負担行為の補正でございますが、(仮称)多賀スマートインターチェンジの整備下り線側の進入路取付け部分の町有地に係る工事負担金の増額と、社会体育施設指定管理料は、B&G海洋センターや滝の宮スポーツ公園等の指定管理経費の中のグラウンドゴルフ場の芝生管理費について、増額をお願いするものでございます。

第4表の地方債補正でありますが、国の追加予算に伴うものでありまして、大上川ダム県営事業負担金は水管理システムの更新事業費の追加と、芹川ダムは堤体の耐震化事業費の追加事業費に対する町負担金を起債充当率で算出したものであります。

スマートインターチェンジの整備は、下り線側の事業に対し国の補正予算での交付金 の追加があり、その事業費に対し充当率100%で起債額を算出したものでございます。 臨時財政対策債は地方交付税の追加があり、そのうちの9,073万円は本債の借入額の減額に充当するよう使途が定められていることから、本年度の借入額を減額するものでございます。

それでは、補正の事項別について、18ページからの歳入から主なもののみをご説明申し上げます。

5款の町税と23款の地方特例交付金は関連性のもので、コロナ禍において売上げの 影響を受けた中小企業の税収の減免分を交付金で受け入れる制度であり、精算調整を行 ったものです。

25款地方交付税は1億2,905万9,000円の追加でありますが、交付税の算定 基準により臨時財政対策債の借入総額の減少に使途が定められております。

50 款国庫支出金につきましては、新型コロナウイルスのワクチンの第3回目の接種費用の追加に、負担金と補助金と合わせて1,696万1,000円を受け入れるものでございます。また社会保障・税番号制度導入システム整備事業補助金は、マイナンバーカードでの転出・転入手続のワンストップ化のシステム構築補助であります。交付金のところでは、コロナウイルス感染拡大でライトアップ事業を取りやめたために地方創生推進交付金200万円を減額して、スマートインターチェンジ下り線側の整備費用は国の補正予算で追加があり1,500万円を計上してあります。これら国庫支出金総額では3,348万1,000円の増額でございます。

55款県支出金につきましては、木曽池の堤体耐震化の調査設計費に対する補助金の 追加で353万6,000円を計上しております。

6 5 款寄附金は、町内事業所の事業主の方からご寄付を頂いたもので、福祉施策に役立ててほしいとの意向でございます。

次のページ、80款諸収入は、消防団員2名の退職報償金とスマートインターチェンジの整備上り線の事業費を調整して、NEXCO中日本からの事業負担金を減額しております。

85款町債は、第3表地方債補正のとおり、各事業による起債額を適債事業ごとに振り分け整理し7,423万円を減額したものでございます。

続いて、歳出についてご説明申し上げたいと思います。

10款の総務費でございますが、マイナンバーカードを利用した転出・転入手続のワンストップ化構築のための住基システムの改修費でございます。

20款衛生費は、次のページにかけて新型コロナウイルスワクチンの9月までの接種 費用の追加でございまして、成人の接種と5歳から11歳の子どもへの接種費用を各節 に振り分け、国庫金と同額の1,696万1,000円を計上しております。

25款の農林水産業費の農業費で、木曽池の堤体耐震化に向けての地質調査費用35 3万6,000円の追加と、芹川ダム堤体耐震化事業と犬上川ダム水管理制御施設の更 新事業において国の補正により事業費の追加があり、既定の町負担率で算出した額をそ れぞれ追加計上したものでございまして、農林水産業費で515万6,000円を計上 しております。

- 30款商工費は、コロナウイルス感染症拡大から事業を中止したふるさと楽市やライトアップ事業について、それぞれ予算額を皆減しております。
- 35款の土木費でございまして、次のページにかけて除雪対策に伴うもので、融雪剤の購入費やドーザの修繕、あるいは除雪委託料や道路施設等の補修費を追加したものと、15目のスマートインターチェンジの整備費において、国の交付金の追加もあり関連事業費を調整したもので、土木費総額として5,230万7,000円を増額しています。
  - 40款消防費は、消防団副分団長および部長の退職者2名分の報償金でございます。
- 45款教育費は、社会教育施設の運営費の追加でございます。海洋センター費は、滝の宮スポーツ公園の芝生管理費用の追加でございます。
- 60款諸支出金は、本補正での収支を整えるために歳入超過分を財政調整基金に1, 600万円積み立てるものと、寄付金を寄付者の意向に添い社会福祉基金に積み立てる ものでございます。

以上、提案説明とさせていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申 し上げます。

〇議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

**〇議長(竹内薫君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第8号については、議長を除く11人の委員で構成する予算特別 委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付 託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元の名簿のとおり指名したいと思いますが、 ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員はお手元の名簿のとおり選任することに決定しました。 予算特別委員会において、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長および副委 員長の互選をお願いいたします。なお、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

議場の時計で11時00分から再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(午前10時59分 再開)

〇議長(竹内薫君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、予算特別委員会の委員長および副委員長の報告がありましたので、発表いたします。

委員長に5番、松居亘議員、副委員長に6番、菅森照雄議員が選出されました。

なお、予算特別委員会は別紙の日程表により審査していただき、その経過と結果を議 長まで報告願います。

〇議長(竹内薫君) 日程第13 「議案第9号 令和3年度多賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

〇地域整備課長(藤本一之君) 「議案第9号 令和3年度多賀町農業集落排水事業特別 会計補正予算(第2号)について」、ご説明を申し上げます。

議案書の27ページをお願いいたします。

今回お願いする補正予算は、萱原処理場におきまして補助を受け実施する予定をしておりました施設更新事業について、事業実施計画段階において計画内容が補助対象とならないことが判明いたしましたので、急遽計画の変更を行うことといたしましたので、予算の組替えとともに、年度内執行が不可能となりましたので、事業の繰越しをお願いするものです。

第1条記載のとおり、既定の歳入歳出予算から1万5,000円をそれぞれ減額し6,207万円とするものでございます。

第2条記載の繰越明許費では、10款5項事業費の萱原処理場施設更新事業につきまして、繰越しをお願いするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書にてご説明を申し上げます。議案書33ページをお願いいたします。

まず歳入ですが、5款5項5目農業集落排水事業費県補助金では、事業内容の見直しにより、農山漁村地域整備交付金を42万円減の615万1,000円とし、25款5項5目繰越金では、前年度繰越金を40万5,000円増の130万5,000円といたします。

議案書34ページの歳出につきましては、10款5項5目農業集落排水事業費では、 事業内容の見直しにより1万5,000円減の2,639万6,000円とするとともに、 財源内訳の国・県支出金について42万円の減とするものでございます。 以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹内薫君) これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第9号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業 建設常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長(竹内薫君) 日程第14 「議案第10号 令和3年度多賀町水道事業会計補正 予算(第1号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

[地域整備課長 藤本一之君 登壇]

〇地域整備課長(藤本一之君) 「議案第10号 令和3年度多賀町水道事業会計補正予算(第1号)について」、ご説明を申し上げます。

議案書は35ページをお願いいたします。

今回お願いする補正予算は、収益的収支においては、当初予算に対し、現状を踏まえ た年度末時点の精算見込みとの差が生じており、資本的収支では、各事業の精算や見直 しに伴い不用額が出てまいりましたので、予算の修正をお願いするものでございます。

第2条記載の収益的収入及び支出において、収入を256万円増額し、総額3億8,756万9,000円とし、支出を359万3,000円減額し、総額3億2,149万6,000円とするものでございます。

第3条記載の資本的収入および支出においては、収入を219万6,000円減額し、 総額3,065万8,000円とし、支出を3,200万円減額し、総額1億7,056万 9,000円とするものでございます。

それでは、補正予算説明書にてご説明を申し上げます。議案書は40ページをお願い いたします。

収益的収入では、1款1項営業収益において、水道使用料に対する新型コロナウイルス感染拡大防止の影響が想定を下回ったため400万円の増とし、2項営業外収益では、新規団地造成の計画が大幅に遅れた関係で、水道加入金の入金が見込めなくなったため144万円の減としたものでございます。

収益的支出では、1款1項営業費用において、大谷第1配水池において施設の修繕を 予定していたところ、修繕箇所の特定ができなかったため、引き続き経過を調査しなが ら修繕方法を決定することとしたため 5 5 4 万円の減とし、 2 項営業外費用では、当初 予算に対し収入と支出の関係が大きく変化したことにより、消費税の支払い額が 4 0 9 万円の増となったものでございます。

議案書41ページをお願いします。

資本的収入では、1款1項工事負担金において、下水道事業に伴う上水道移設補償工事が、工法の見直しにより工事費が減額となったため、移設補償負担金が219万6,000円の減となったものでございます。

資本的支出では、1款1項1目水道改良費において、今年度予定しておりました設計業務委託や工事請負費がそれぞれ入札差金等により予算の残額が発生したため3,200万円の減となったものでございます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(竹内薫君) これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第10号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

〇議長(竹内薫君) 日程第15 「議案第11号 令和4年度多賀町一般会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

まず、歳入全般についての説明を求めます。

小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

○副町長(小菅俊二君) それでは、「議案第11号 令和4年度多賀町一般会計予算について」、ご説明を申し上げます。

地方自治法第211条第1項および第2項の規定に基づき、本日提出いたしました別冊の予算書および説明書をご参照いただきたいと思います。

調製をいたしました予算の中から数値や各款、また項ごとの主な内容、令和3年度との比較などについてご説明申し上げたいと思います。

まず第1ページを開いていただきますと、令和4年度の多賀町一般会計の予算総額は、第1条記載のとおり57億5,000万円でございます。この額は、令和3年度と比較しますと、額にして9億4,600万円、率にして19.7%の増額予算となり、町政施

行以来、過去最大の当初予算規模となりました。

その予算規模につきましては、(仮称) 久徳認定こども園の建設事業や(仮称) 多賀 スマートインターチェンジの整備事業、また(仮称) 多賀結いの森公園の建設事業など、 未来を見据えた地域経済の基盤となりうる事業や、多賀の将来を担う子どもらへの子育 て支援対策の強化など、投資的経費が重なり大きな予算規模となっております。

一方、これら歳出に対応する歳入では、一般財源総額を確保する上で、国の予算における令和4年度の経済見通しでは、コロナ後の新しい社会の開拓をコンセプトにした経済活動の再会が見込まれ、税収を前年度比13.6%増で見込み、地方財政対策においても地方税で8.3%の伸び率を示しているとしつつも、本町の町税においては感染の影響は続くものと思われるところから、税収の回復が即座に反応していくものとは判断しにくく、町民税を3年度よりさらに5,670万円の減額で計上し、一方で固定資産税については、宅地化の進展やコロナウイルス感染症対策による特例の廃止に伴い3,000万円の増額で計上し、これらの基本的な考え方から、町税収入全体では2,190万円の減収で見込んだ次第でございます。

また、地方財政対策により、地方交付税は地方の財源保障機能制度から国予算出口ベースで3.5%の伸び率を示し、必要な地方一般財源の確保が図られていることを受け、3年度予算額に対し39.5%増、額にして3億9,500万円の増額、3年度現計予算額に対しては、算定の安全率を加味して5,280万円の減額で計上し、また地方交付税の代替の臨時財政対策債は、交付税の原資となる国税5税と地方法人税の伸び率により折半対象財源不足を解消したため、起債依存の割合が小さくなり、3年度に対し65%減、額にして1億9,500万円の減額で1億500万円を計上したところでございます。

こうした地方財政対策により算定した財源確保の結果においても、まだ一般財源の不足が生じているのと、認定こども園の建設など、子育て家庭の支援体制による財源不足を埋めるため、財政調整基金から過去最大の5億6,000万円を繰り入れて一般財源総額を確保したところでございます。

また、もう一つの財源としての起債の発行は、子育て支援の喫緊の課題に対応し、地方行政の果たす役割、また将来の発展の基盤となる戦略的な政策などに取り組むため、将来にわたり必要経費を分担していただく事業でもあることから6億300万円を限度額と定めておりますが、認定こども園の整備費を除くと2億5,770万円の発行となり、起債の抑制に努めているところでございます。

続きまして、第2条の債務負担行為につきましては、9ページにありますように、例年のとおりの小規模企業者小口簡易資金の保証債務損失補償は、令和4年度から令和16年度までの保証債務損失補償をお願いするものでございます。また、地域福祉計画の策定業務は令和5年度で第2期計画期間が終了することから、次期計画を2か年で策定するものでございます。

第3条の地方債は、12事業に及んでの借入れの目的、限度額等を定めるものでございまして、後ほど歳入のところでご説明を申し上げたいと思います。

そのほか、第4条、一時借入金、また第5条、歳出予算の流用につきましては、例年 のとおりでお願いをいたします。

それでは、内容につきましてご説明を申し上げたいと思います。

まずは歳入でございまして、14ページからでございます。

歳入全体の28.3%を占める5款の町税でございますが、前述しました要因から見積り計上をしたものでございまして、3年度当初予算との比較において、町税全体で1.3%、金額にして2,190万円の減収で見積もったものでございます。一般歳出に見合う自主財源の安定的確保を図りたいとの望みは、国の予測に反してコロナ禍社会に影響を受けた町内企業については、収益の増加までにはまだ時間を要し、4年度も厳しい税収の状況下にあります。

次に、10款の地方譲与税から17ページの23款の地方特例交付金までは、地方財 政指標の下に見積もり、計上してございます。

16ページの20項の森林環境譲与税は、災害防止、国土保全機能強化等の観点から森林整備を一層促進するためのもので、譲与額の交付計画から4年度分は増額となっていることを踏まえ、3年度より600万円増の2,620万円を計上したところであります。

12款の地方消費税交付金は、コロナ禍においても、またコロナ後の経済循環を鑑みて1,500万円の増額で見積もっております。

22款の法人事業税交付金は、地方税の充実確保と偏在性が小さくなるように、地方 財政の再構築を図るために創設された制度であり、国税の収益状況から、4年度は10 0万円増の5,100万円を計上しているところでございます。

23款地方特例交付金の新型コロナウイルス感染症対策減収補填分は、中小企業等の税の負担軽減分を補てんされるものでしたが、単年度制度でしたので皆減となっております。

次のページ、25款の地方の固有財源であります地方交付税は、歳入全体の24.3%を占めるものでございまして、地方財政計画での伸び率を斟酌し、普通交付税を3億9,500万円増額で見積もり、特別交付税については、3年度同額の2億円で見込んで、都合、地方交付税総額にして13億9,500万円で計上し、税の減収や新たな制度に対応するための財政負担に必要な措置を講じたところでございます。

40款分担金及び負担金の減額でありますが、ここでは、保育園、幼稚園、認定こども園の入所数により、保護者負担金が260万円減額したことによるものでございます。

次に、歳入全体の7.0%を占めている5.0款国庫支出金でございますが、2.0% ジからになります。総額で4億8.0万円でございます。3年度より2,1.50万円の増額でありまして、児童手当の交付予測を精査し1,2.90万円の減額、社会資本整備総

合交付金事業では町道の交付金道路事業の縮小で670万円の減額や、スマートインターチェンジの整備では補助金および交付金を合わせて3,600万円の減額の一方で、増額要因としましては、個人番号カードの発行事務や町税納付書のデジタル化の構築など、総務費関連補助金で1,750万円の増額、認定こども園の整備交付金として1,840万円やコロナウイルス感染症対策のための地方創生臨時交付金で2,140万円の受入れ、また都市公園整備事業分で3,560万円の増額など、これら増減額の結果として国庫金支出金は増額となっております。

次に、23ページからの55款県支出金でございますが、総額3億3,860万円で、こちらも3年度より6,290万円の増額となっております。要因としましては、新規に林道下山線のトンネル改修事業に820万円や萱原地区の急傾斜地崩壊対事業の補助金で4,450万円、増額分では地籍調査費で600万円、河川愛護の委託金では、多賀区が実施する四手川の浚渫事業もあり150万円が増額となっているものでございます。

あと、30ページのところで、65款寄附金ですが、毎年のふるさと納税については、 返礼品の中で町内企業の製造品の好調さを鑑みて2,000万円を増額したところでご ざいます。

次の70款繰入金では、それぞれの目的に応じて基金から事業費に財源充当を行っております。こちらの方は歳入全体の10.7%を占めておりまして、近年にない額でありまして、4年度の予算編成に当たり大幅な財源不足が生じ、財政調整基金より5億6,000万円を繰入れし、財源不足を調整したものでございます。公共施設等維持管理基金の1,450万円の繰入れは、庁舎エレベーターの改修費と中学校駐輪場の建て替え事業に充当したものでございます。

75款繰越金は、昨年と同様に4,000万円を計上し、財源の確保をいたしております。

80款諸収入ですが、こちらにつきましては数多くの項目がございまして、毎年同じような額でございますが、33ページに計上しております出向職員給与費は彦根愛知犬上広域行政組合への出向費用の戻入れに810万円と、保管金還付金は遠藤邸の解体費用の還付金1,010万円でありまして、これら新たな要因もあり、結果として諸収入では1,900万円の増額となっております。

35ページから36ページにかけての歳入の最後になりますが、85款の町債についてご説明申し上げたいと思います。

4年度の借入予定額は合わせて6億300万円となり、歳入全体に占める割合は10.5%であり、3年度より5,880万円の増発となっております。認定こども園の整備事業分を除くと2億5,770万円となり、通年の起債発行額からして大きく縮小し、次年度からの適正な起債発行額の指標となります。

事業ごとには、公共事業債は県営の急傾斜地崩壊対策事業の負担や、スマートインタ

ーチェンジの整備は上り線側でございます。また、都市公園整備事業は(仮称)多賀結いの森公園分で、これら1億410万円でございます。一般単独事業債は、犬上分署の消防車の更新事業と集落からの町道改良要望事業や県営の道路改良事業分で2,860万円でございます。施設整備事業債は、(仮称)久徳認定こども園の短時部に係る整備事業分でありまして3億4,530万円を計上しておりまして、元利償還金に対する交付税措置のある起債だけに絞り込んでおります。一般補助施設整備等事業債は、芹川ダム承水路の整備事業分でございます。地域活性化事業債はスマートインターチェンジ下り線の事業分で1,480万円、防災対策事業債は萱原地区の急傾斜地崩壊対策事業分でございます。臨時財政対策債は、国と地方の折半対象財源不足制度が解消され、地方財政計画では67.5%の減少で大幅に抑制されているところから65.0%減の1億50万円を計上しております。

この結果、令和4年度の町債の残高につきましては、予算書の最終ページの191ページをお開きいただきますと、令和4年度末の残高見込みが出ておりますように、53億530万円となる見込みでございますが、このうち交付税の代替分の臨時財政対策債を除く実質的な町債は28億4,460万円となる見込みでございます。

以上で歳入の説明を終わりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(竹内薫君) これより歳入全般についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、歳出全般についての説明を求めます。

小菅副町長。

#### 〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

**〇副町長(小菅俊二君)** それでは、引き続きまして、歳出につきまして、3年度からの 増減、主要な施策、新たな事業についてご説明申し上げたいと思います。

なお、各款にわたります人件費関係につきましては、後ほど給与費明細でご説明申し上げたいと思いますので、省略をさせていただきます。

それでは、37ページの方からでございますけれども、5款の議会費の予算につきましては、議会運営に必要な経費として7,200万円を見積もったものでございます。 3年度と同様の予算規模を計上しておりますが、コロナ禍で実施できなかった日置市と 三朝町への交流研修事業費を計上しております。

次に、39ページからの10款総務費でございます。3年度と比べ5,620万円増の5億8,720万円でございます。歳出総額の10.2%を占め、大変多くの項目からなってございますが、こちらの方では、総務課、企画課、税務住民課および会計室に係ります管理的経費と行政的経費を計上しております。

主なものだけ申し上げたいと思います。

5項の総務管理費のところで、ふるさと納税事務を見直して、委託料に1,670万

円、広報多賀のカラー版化あるいは庁舎エレベーターの修繕費に850万円、(仮称) 多賀スマートインターチェンジ下り線の開通式典費用に100万円、大滝地域の活性化 のための地域おこし協力隊員2名の経費に760万円、個性輝くまちづくり活動支援と して土田、大杉、仏ケ後の3集落の公民館の改修事業補助に320万円や桃原地区の水 道管の更新補助210万円を、地域社会のデジタル化を推進するため、窓口納付のキャ シュレス化の創設、近江鉄道線活性化再生協議会の負担金に900万円など、新たに予 算計上をしております。また、徴税費のところで、令和5年度からのQRコード納税の 導入に伴い、町税納付書へのQRコード添付化が義務づけられることから、システム改 修に910万円を計上しております。また、戸籍住民基本台帳費では、マイナポイント 付与による個人番号カードの普及促進に対応するための事務補助員の増員や戸籍情報の 全国市区町村連携システム化に780万円など、事務費を増額しております。

63ページ、20項の選挙費では、7月25日任期満了の第26回参議院議員通常選挙や7月19日任期満了の滋賀県知事選挙経費を計上しております。

70ページから15款の民生費となります。予算総額は22億9,960万円で、全体の歳出予算の40%で大きな予算規模でございまして、3年度より7億8,550万円の増額となりました。この大きな増額の要因は、仮称久徳認定こども園の整備事業費を計上したことによります。

まず、5項の社会福祉費においては、令和5年度予定しております第3期の地域福祉 計画の策定に向けての事前調査費用を計上しております。また、かねてよりの懸案でご ざいました療育手帳所持者の軽自動車税相当分の支援に50万円を計上しております。

民生費の中で、4年度の重要施策であります82ページの10項児童福祉費では、保育園や認定こども園の運営で人件費を調整したものと、新たな認定こども園建設費には資材の高騰もあって8億8,090万円を計上し、来年4月からの開園を目指してまいります。また、放課後児童クラブについても、新たな施設が開所となることから、土曜日開設や指導員の運営方法を見直して予算額を計上しております。重要な政策課題であります安全安心に子どもを産み育てられる環境づくりの推進に向け、さらに強化を図ってまいります。

96ページからは、20款の衛生費になります。こちらの方の総額は4億710万円となりました。3年度より670万円の増額でございます。5項の保健衛生費では、乱視や左右の見え方が違う不同視、また遠視や斜視等の様々な弱視の早期発見が重要とされていることから、3歳児健診において視力検査を行う検査機器の購入に100万円を計上しております。また、子宮頸がん予防ワクチン接種の積極的勧奨の再開に伴い1、400万円を計上したところでございます。

ふれあいの郷の空調機器の熱源整備を見直し、昨年に続き、冷暖房の効き目が悪い多目的運動室や事務室等の改修費用に1,740万円を計上して、計画的に進めてまいりました館内空調設備の更新事業は終了します。

107ページ、上水道費では、上水道事業会計への繰出金も、起債償還額が増加しておりますので260万円増額となっております。

これら衛生費の予算につきましては、住民の生活に直結した重要な施策だけに、適切な行政経費の管理に努めてまいります。

続いて、25款農林水産業費でございます。ご説明申し上げたいと思います。

総額では3億1,590万円、前年度より860万円の増額予算となりました。116ページまでの5項の農業費でございますが、大規模農家の農業生産活動の支援を図るための農業機械の購入補助に、4年度分は8農家に対し1,600万円を計上したところでございます。土地改良事業対策費は、芹川ダムの堤体耐震化事業が終わり、皆減しておりますが、尼子池の氾濫影響解析調査を受けての耐震化のための地質調査等測量設計業務費2,300万円を計上し、後年度堤防の安全対策を講じてまいります。また、地域農政推進対策事業費では、長年懸案事項でありました農業振興地域整備計画の策定費に300万円を計上し、土地の有効利用や農業経営の促進など、農業振興地域の適正な管理を図るための必要な事項を定めてまいります。大変深刻なサルの被害対策では、55目のところで個体数調整業務の費用430万円を計上しているところでございます。次に、116ページからの林業費では1,110万円の増額となっておりますのは、大滝山林組合への支援として780万円を計上し、林道下山線のトンネル補修事業に1,100万円の計上、里山防災事業は大字多賀、四手、川相、大杉の4集落を計画しておりまして460万円増額をしております。

これら増額の一方、95目の地域再生費で、事業費を見直して750万円減額しております。獣害駆除につきましては、狩猟費のところで、シカの駆除頭数520頭で予算化をしているところでございます。また、森林環境譲与税の増額分は、森林整備など各種単独事業に割り振りをしているところであり、1年延期となりました令和4年開催の第72回全国植樹祭の経費や一連行事の1つであります全国林業後継者大会の事業経費については、県の支出負担となっております。

30款の商工費は121ページでございます。総額で4,280万円の予算計上でございまして、3年度より80万円の減額予算でございます。がんばる商店応援事業については、3年度、4件分を計上しておりましたが、4年度は新規店舗1件に対する補助として200万円を計上しているところでございます。

また、観光費では、観光協会の事務局組織体制の改善で110万円を増額し、コロナウイルス感染症の影響もあることから観光地ライトアップ事業は縮小するなど、これら要因で商工費は減額予算化となりました。

次に、125ページからの35款土木費でございます。3年度より2,640万円の増額となり、予算総額に対し9.0%の5億1,510万円を計上しました。まず、スマートインターチェンジの整備関連では、3年度に国の補正予算の追加があったことから、4年度は9,300万円を計上し、3年度より7,700万円の減額でありますが、集落

からの要望事業に応えていくため、単独事業費で1,200万円を計上し、多くの要望 の中から緊急性、重要性を優先的に応えていきたいと思っております。

河川費では、萱原の急傾斜地崩壊対策事業に2,640万円の増額、また、川ざらえ 活動補助金150万円は、多賀区が実施する四手川の浚渫費分を計上しております。

都市計画費のところで、地籍調査事業は今後も続くことから、項の中に新たに目を起こし予算の明確化を行い、4年度の多賀・梨ノ木の地籍調査事業費として、作業工程内容の進捗により780万円の増額予算でございます。また、(仮称)多賀結いの森公園整備事業は8,900万円の増額となっております。

続きまして、133ページからの40款消防費でございます。総額2億1,000万円で、3年度より550万円の増額となっています。常備消防費では、犬上分署の消防車更新事業がありますが、犬上分署の維持管理費の負担割合につきましては、段階的に見直し、令和5年度において3町均等負担としていく経過措置の2年度目でございます。非常備消防費では、3年度、コロナ禍で中止となった消防操法大会の再開への出動経費を計上したところでございます。また、消防施設費では、地域防災の強化を図るため、コミュニティ助成事業を活用して4集落への補助500万円を助成するため、4年度も一般財団法人自治総合センターへ要望してまいります。災害対策費では、豪雪による被害家屋への助成金として2,000万円を計上しているところでございます。

次に、139ページからは、歳出全体の13.2%を占めている45款の教育費でございまして、こちらもたくさんの項目にわたっているものでございますが、総額で7億6,030万円の予算規模でございます。3年度より5,080万円の増額となっております。

事務局に教育指導員を新たに配置して、人事面での教育行政の推進を図ってまいります。

また、小学校費では、多賀小学校の児童の急増に対応するため、教室等のあるべき姿の検討経費を計上し、中学校費では老朽化した駐輪場の更新費に600万円を計上して、適正な学校の管理に努めてまいります。小学校、中学校ともに町費での臨時教員や教育支援員、あるいはコロナウイルスやGIGAスクールに対応したスタッフを配置するなど、きめ細やかに人事面での教育環境の整備を行い、効果的な学習指導の充実を図ってまいります。

159ページからになりますが、25項社会教育費でございます。ここは大変多くの項目がございまして、総額におきまして、3年度と比較をして4,160万円の増額予算となっております。要因としましては、文化財保護費で、故宮神社神饌所の復元費補助に810万円を、滝の宮スポーツ公園のプールサイドの修繕に400万円、あけぼのパーク多賀は高圧電気と館内雨漏れの修繕費に1,600万円、図書館費では新たに館長の人件費を計上し、博物館費でアケボノ像化石の国天然記念物文化財指定後の企画展やイベントなどの開催経費に650万円を計上して、指定後の義務を負っている公開活

用を図ってまいります。社会教育費全体で広く学習機会が提供できるよう、生涯教育の 充実促進を図るとともに、歴史文化基本構想に基づき、歴史と自然環境と住民生活ある いは観光資源として調和の取れた史跡を活用したまちづくりを図ってまいります。

次に、180ページの方をお願いいたしたいと思います。55款の公債費であります。 大きな予算規模でございまして、3年度までの借入金の利子や本年度の償還額を積算して5億510万円で計上し、3年度より1, 240万円の減額となっているものの、毎年の借入金の元利償還額が予算全体の8.8%を占めており、財政運営での影響があるところでございます。

また、60款の諸支出金では、各基金の利子やふるさと納税などをそれぞれの目的基金へ積み立てるものでございます。

90款予備費は、3年度と同様400万円を計上しております。

次に、182ページの給与費明細でございます。第1表の特別職と議員の給与費、共済費は、4年度8,820万円ということで、その他、行政委員や附属機関委員の非常勤特別職の人件費は1,010万円で、合わせまして総額9,830万円でございます。

それから、第2表の一般職につきましては、退職9名と採用9名で増減はございません。令和3年度末退職者数や子育て支援など、行政需要を考慮しながら、将来的にも均衡が保てるよう職員採用計画を行っているものと、令和3年度分の人事院勧告に基づく賞与の引下げを反映しての要因もあり、給与費と共済費総額で780万円の減額となりました。

以下、それぞれ職員手当の内訳とか給与手当の増減額の明細、あるいは職員1人当たりの給与費前年との比較、初任給の状況、あるいは期末・勤勉手当の支給率、それから 退職手当等についての制度を記載してございます。

次に、189ページにありますように、第3表の会計年度任用職員でございます。職員数はフルタイム、パートタイムを合わせて130名で、給与費および共済費で2億6,640万円となっています。3年度との比較では14名の増員や給与勧告制度もあって、給与費と共済費と合わせて620万円の増額となっています。

次のページの債務負担行為の調書でございまして、過去において議決を頂いております6つの事項と、新たに多賀町地域福祉計画策定業務費を計上し、これらにつきましては、後年度に負担を要する事業の支出済額と今後の支出予定額を記載したものでございます。

次のページは、先ほど申し上げました地方債の3年度の現在高と4年度末の残高見込額を記載しているものでございます。

以上で令和4年度一般会計予算の説明を終わりますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(竹内薫君) これより歳出全般についての質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第11号については、予算特別委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(竹内薫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は予算特別委員会に付託することに決定しました。

なお、予算特別委員会は、別紙の日程表により審査していただき、その経過と結果を 議長まで報告願います。

暫時休憩したいと思います。

再開時間は午後1時からとします。よろしくお願いいたします。

(午前11時50分 休憩)

(午後 0時58分 再開)

〇議長(竹内薫君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第16 「議案第12号 令和4年度多賀町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岡田税務住民課長。

〔税務住民課長 岡田伊久人君 登壇〕

○税務住民課長(岡田伊久人君) 「議案第12号 令和4年度多賀町国民健康保険特別会計予算について」、ご説明申し上げます。

平成30年度より国保の財政運営の責任主体が滋賀県となったことから、滋賀県が示される標準保険料率、国保事業費納付金等を元に予算編成を行っております。

特別会計予算書1ページをお願いいたします。

令和4年度の国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額はそれぞれ8億7,297万2,000円で、前年度比9,393万6,000円、12.1%の増額となっております。 事項別明細書で歳入歳出予算についてご説明申し上げます。予算書7ページをお願いいたします。

令和4年度予算につきましては、被保険者数は前年度比40人増の1,620人、1,040世帯で見込んでおり、前年度比12%増で予算計上をしております。

まず5款の国民健康保険税ですが、コロナ禍の影響等を踏まえつつ医療、介護、支援 金を合計した保険税総額は1億5,090万4,000円を計上し、歳入予算総額の17. 3%を占めております。

次に、25款県支出金では、普通交付金、特別交付金など、前年度より9,021万6,000円増の6億5,055万円を計上し、歳入予算総額の74.5%を占めております。このうち、8ページの10目保険給付費等交付金(普通交付金)の6億1,12

0万2,000円は、県の国保特別会計から保険給付費として全額支払われるもので、 医療費の増加見込みにより増額しております。

10節から20節までの交付金は、特定健診などの保健事業に関する交付金を計上し、 県繰入金が今年度1,620万9,000円増額しています。これは、BIWAKOスキ やねん保険者協議会費用および近江鉄道等啓発のためのラッピング経費に係る補助でご ざいます。

次に、8ページ下段の40款繰入金では、一般会計からの繰入金として、保険基盤安定繰入金3,860万円、事務費繰入金1,811万6,000円のほか、広域化等支援基金の返済分760万円、未就学児の均等保険料軽減に係る繰入金46万6,000円を含め7,144万2,000円を計上し、前年度と比較して198万2,000円の増額となっております。

次に、歳出予算について説明させていただきます。11ページをお願いいたします。5款総務費、5目一般管理費では、職員2人分の人件費、被保険者証に係る経費、また委託料では、各種情報連携に関してのデータレイアウトの更新に伴うシステム改修のため48万1,000円を計上し、10目国保連合会負担金として339万7,000円を計上しております。

10項5目賦課徴収費では国保税の賦課徴収事務費57万7,000円を、5目運営協議会費では運営協議会に係る経費として9万9,000円を計上いたしております。

次に、13ページから15ページにかけての10款保険給付費は、医療に係る町負担分、高額療養費、また出産育児一時金や葬祭費を含め、前年比7,430万7,000円増の6億1,120万2,000円を計上し、歳出予算総額の約70%を占めております。1人当たりの医療費の増額により、保険給付費は増額となっているところでございます。

次に、15ページから16ページにかけての22款国民健康保険事業費納付金は、県が市町から徴収する納付金として、滋賀県から示されました1億9,787万2,000円を計上しております。医療費分は1億3,227万2,000円と前年より88万6,000円の減、後期高齢者支援金分は5,050万円で200万円の増、介護分は1,510万円で前年度と同額となっております。

次に、17ページ、26款保健事業費では、1,472万2,000円を計上し、前年度比1,132万2,000円の増額となりました。委託料では、滋賀県下の17市町と滋賀県、各共済組合等でBIWAKOスキやねん保険者協議会を構成し、健康増進のためBIWA-TEKUアプリ等の運営、管理を行っており、今年度、多賀町が事務局となったため多賀町で予算化するもので、そのシステム改修費に300万円、またBIWA-TEKUアプリ等の運営に係る費用408万6,000円と、使用料で、そのアプリのシステム使用料として393万3,000円を計上しております。また、人間ドックの検診補助金として140人分、前年と同額の280万円を計上しております。特定健診等事業費として2,028万8,000円を計上し、前年度比614万7,000円

の増額となりました。

次に、18ページですが、健康増進の啓発を図るため、近江鉄道沿線の市町で構成して、広告を施した近江鉄道でラッピング電車を走行しております。今年度、多賀町が代表市町としてその経費に伴うものを予算化し、電車へのラッピングの修繕に100万円、ラッピング電車、湖国バス等の広告料として302万5,000円を計上しております。

特定健診等受診率向上対策事業委託料275万9,000円を健診結果早分かりガイドを作成するために予算計上し、元気アッププロジェクト事業では50万9,000円を計上しており、健康づくりへの意識の向上、病気の早期発見、早期治療、また重症化予防につなげていきたいと考えております。

35款諸支出金として、広域化等支援基金の返済分760万円も含め891万9,00円を計上しております。

令和4年度の多賀町国民健康保険特別会計の予算についての説明は以上でございます。 なお、本予算案は多賀町の国民健康保険事業の運営に関する協議会におきましてご審議 を頂いておりますことを申し添えさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い 申し上げます。

〇議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第12号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長(竹内薫君) 日程第17 「議案第13号 令和4年度多賀町介護保険事業特別 会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林福祉保健課長。

[福祉保健課長 林優子君 登壇]

○福祉保健課長(林優子君) 「議案第13号 令和4年度多賀町介護保険事業特別会計 予算」につきまして、ご説明申し上げます。

特別会計予算書の29ページをお願いいたします。

令和4年度の予算編成に当たりましては、第8期介護保険事業計画および令和2年度 と令和3年度の途中実績を基に、介護認定区分による給付の対象者数、介護サービスお よび介護予防サービスの利用推計、地域支援事業等を勘案して見積もり、第1条にあり ますとおり、予算の総額は歳入歳出それぞれ8億7,822万2,000円を計上いたし ました。前年度の予算総額に比較して1,186万5,000円、率にして1.3%の減額予算となっております。

また、第2表債務負担行為についてでございますが、34ページをご覧ください。第2表債務負担行為については、多賀町老人保健福祉計画および介護保険事業計画改定業務委託料につきまして、令和4年度は基礎調査を、令和5年度には計画策定の予定をしており、2年間で総額400万円の範囲内で負担するものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、主な内容についてご説明させていただ きます。

予算書37ページをお願いいたします。

まず歳入からご説明させていただきます。5款介護保険料、5目第1号被保険者保険料は、65歳以上の第1号被保険者の方々から徴収する保険料で、前年度より35人減少の2,519人分を見込み187万3,000円減額の1億8,083万円、歳入予算総額の20.6%を占めております。

15款国庫支出金、5項国庫負担金の5目介護給付費負担金は、介護給付費に対して在宅分の20%と施設分の15%の負担率で計上しており1億4,560万4,000円、10項国庫補助金の5目調整交付金と、38ページに移りまして、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業とそれ以外の交付金や補助金を合わせて、総額で5,674万4,000円を見込んでおり、20款支払基金交付金では、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料を受け入れるもので、介護給付費分および地域支援事業費分の交付金で事業費の27%分に相当し、総額2億2,312万7,000円を計上しております。

39ページをお願いいたします。

25款県支出金の5項県負担金、5目介護給付費県負担金は、在宅分12.5%、施設分17.5%を計上しており1億1,821万7,000円、15項県補助金は、地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業とそれ以外の交付金を合わせて645万6,000円を計上しております。

次に、30款繰入金、一般会計繰入金は、介護給付費に対して町負担分12.5%と、40ページに移りまして、事務費の繰入分、地域支援事業繰入金は、総合事業分12.5%と、総合事業以外分として19.25%を計上し、低所得者保険料軽減繰入金を合わせまして、合計1億3,862万2,000円を計上いたしました。

10項基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金につきましては、788万6,000 円、基金より繰入れいたします。

41ページをお願いいたします。35款諸収入15目の雑入の70万1,000円につきましては、介護予防・生活支援サービス事業による参加者の負担金でございます。 続きまして、歳出についてご説明いたします。42ページをお願いいたします。

5款総務費、一般管理費につきましては、主には職員1人分の給与と、先ほど債務負

担行為としてご説明させていただきました多賀町老人福祉計画および介護保険事業計画 策定業務についての委託料で、令和4年度につきましては、計画改定のための基礎調査 業務について150万円を計上しており、43ページに移りまして、合計786万6, 000円を計上しております。

43ページから44ページの15項介護認定審査会費につきましては、主には5人の 審査委員と介護認定調査員1人分の報酬および主治医意見書の手数料で、合計537万 8,000円を計上しております。

45ページに移りまして、10款介護給付費、5項介護サービス等諸費につきましては、要介護認定者が減少していることと令和2年度から3年度の給付実績の傾向を基に、5目居宅介護サービス給付費は、デイサービスや訪問介護などの給付費となりますが、700万円を減額し2億5,000万円、12目地域密着型介護サービス給付費は、認知症のグループホームや小規模多機能型介護サービスなどの給付費になりますが、こちらは200万円減額の1億2,500万円、15目施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホームなどの給付費となりますが、300万円減額の3億3,500万円、46ページに移りまして、合計につきましては、前年度と比較しまして1,350万円の減額となり7億4,820万4,000円を計上しており、歳出予算総額の93%を占めております。

10款介護給付費、7項の介護予防サービス等諸費につきましては、要支援認定者に 提供する福祉用具のレンタルや介護予防通所リハビリサービスなどの介護予防サービス 給付費となりますが、こちらの方は前年度同額、47ページのその他のサービス給付費 と合わせまして、合計で415万4,000円を計上しております。

20項高額介護サービス費につきましては、1か月の利用者負担額が一定の額を超えたときに、超えた分を払い戻す制度でございますが、介護と予防の方と合わせまして1,865万円でございます。

23項高額医療合算介護サービス等費は、介護と介護予防と合わせて353万円を計上、25項の市町村特別給付費、これは当町では紙おむつの給付を実施しておりますが、30万円減額の450万円で計上しました。

49ページに移りまして、30項特定入所者介護サービス等費は、低所得者が施設サービスなどを利用したときに、食費や居住費について限度額を超えた分を補足給付するもので、前年度同額、介護予防分との合計で3,653万2,000円を計上しております。

49ページから50ページにかけての17款地域支援事業費、10項介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、主に介護予防の通所型サービスや介護予防の計画作成を担う介護支援専門員の会計年度任用職員の報酬費が主なもので1,486万2,00円を計上しております。

51ページをお願いいたします。地域支援事業費の一般介護予防事業費につきまして

は、要支援認定者や事業対象者の認定がなくても65歳以上の方なら誰でも参加できる介護予防事業などの委託料が主なもので122万6,000円、20項包括的支援事業費・任意事業費につきましては、まず、地域包括支援センター運営費での主なものは、会計年度任用職員2人分の報酬と職員3人分の給与等で2,237万3,000円、次、53ページをお願いいたします。35目在宅医療・介護連携推進事業費につきましては、湖東圏域として広域で取り組んでいる事業費負担金として117万2,000円、40目生活支援体制整備事業では、地域支え合いの体制整備事業について、社会福祉協議会への委託料500万円、45目認知症総合支援事業につきましては、認知症の初期段階で家族や本人への専門的支援を豊郷病院に委託しているもので221万1,000円、合わせまして190万1,000円の増額で、合計3,165万6,000円を計上しております。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第13号については、会議規則第39条第1項の規定により、総 務常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

〇議長(竹内薫君) 日程第18 「議案第14号 令和4年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岡田税務住民課長。

〔税務住民課長 岡田伊久人君 登壇〕

○税務住民課長(岡田伊久人君) 「議案第14号 令和4年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について」、ご説明申し上げます。

特別会計予算書65ページをお願いいたします。

令和4年度の多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算の歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億2,037万6,000円で、前年度比934万4,000円の増額で、8.4%の増となっております。

それでは、歳入歳出予算から、事項別明細書にてご説明申し上げます。

70ページをお願いいたします。

5款後期高齢者医療保険料は、第8期保険料率改定を踏まえ、広域連合の試算を基に

算定し、被保険者は1,310人で、前年度と比較し34人の減少で予算化しております。特別徴収、普通徴収合わせて8,747万7,000円で、前年度に比べ602万3,000円の増額で見込んでおり、歳入予算総額の72.7%を占めております。

次に、15款繰入金の3,272万2,000円は、事務費に係るものと保険料軽減措置に係る保険基盤安定繰入金で、前年比332万2,000円の増額となっております。

71ページでございますけれども、20款諸収入、保険料還付金、還付加算金を前年度と同額の17万円を計上しております。

次に、72ページをお願いいたします。歳出予算でございますけれども、5款総務費、総務管理費、5目一般管理費では、職員1名分の人件費と被保険者証の交付や給付に係る申請受付などの事務経費として643万4,000円を計上し、また10項5目徴収費では、保険料徴収事務に係る経費として8万2,000円を計上しております。総務費では前年度比48万2,000円の増額となっております。この増額要因は通信運搬費の増額で、窓口負担割合見直しに伴い、再度保険証を送付する費用を計上しております。

10款後期高齢者医療広域連合納付金1億1,369万円は、歳出予算総額の約94%を占め、保険料や保険基盤安定繰入分を負担金として納付するもので、前年度比886万2,000円の増額でございます。医療費につきましては、増額傾向にあり、県全体で前年比3.9%増で見込んでおります。

令和4年度の多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第14号については、会議規則第39条第1項の規定により、総 務常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長(竹内薫君) 日程第19 「議案第15号 令和4年度多賀町育英事業特別会計 予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多教育総務課長。

〔教育総務課長 本多正浩君 登壇〕

○教育総務課長(本多正浩君) 「議案第15号 令和4年度多賀町育英事業特別会計予算について」、ご説明申し上げます。

特別会計予算書81ページをお願いします。令和4年度多賀町育英事業特別会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ386万5,000円とし、前年比24万7,000円の増額とさせていただいております。

それでは、事項別明細書によりご説明させていただきます。

86ページをお願いします。歳入からご説明させていただきます。

5 款財産収入、利子及び配当金2万1,000円は、多賀町育英基金に係る利子収入を見込んでおります。

次に、10款繰越金では、令和3年度からの繰越金1,000円を見込んでおります。 20款繰入金、基金繰入金では、主に奨学資金給付金に充当するほか、事業に必要な 支出に充当するため、多賀町育英基金より384万3,000円を繰入れするものです。 次に、歳出についてご説明させていただきます。87ページをお願いします。

5款総務費、一般管理費8万5,000円は、年間2回の運営委員会開催分で、報酬の発生する委員7人分の報酬7万7,000円と、文書郵送に係る経費として通信運搬費8,000円を計上しております。前年度比、増減はございません。

次に、奨学費では、奨学資金給付費として378万円を計上させていただき、前年度と比較して25万2,000円の増額としております。支給計画人数につきましては、高校生13名、大学生および専門学生を併せて16名、合計29名分としております。計画人数につきましては、前年度の実績およびコロナ禍による影響を受けておられる方も考慮させていただきまして、増加とさせていただいております。

なお、本予算案につきましては、去る2月17日に開催しました多賀町育英資金運営 委員会の方でご審議いただき、ご承認いただいておりますことを申し添えさせていただ きます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。 〇議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹内薫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第15号 令和4年度多賀町育英事業特別会計予算について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起 立 全 員〕

○議長(竹内薫君) 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長(竹内薫君) 日程第20 「議案第16号 令和4年度多賀町多賀財産区管理会特別会計予算について」、日程第21 「議案第17号 令和4年度多賀町大滝財産区管理会特別会計予算について」、日程第22 「議案第18号 令和4年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計予算について」は関連がありますので、一括議題といたします。

3 案について、提案理由の説明を求めます。

石田総務課長。

〔総務課長 石田年幸君 登壇〕

○総務課長(石田年幸君) 「議案第16号 令和4年度多賀町多賀財産区管理会特別会 計予算について」、ご説明を申し上げます。

特別会計予算書89ページをお願いいたします。

令和4年度の歳入歳出予算の総額は、第1条の記載のとおり13万5,000円で、 前年度と同額となりました。

それでは、事項別明細書で説明させていただきます。94ページをお願いいたします。 5款の財産収入は、基金利子として1,000円、10款の繰越金は、前年度からの 繰越額1万円を見込んでおります。

15款5目の預金利子は、普通預金利子として1,000円を計上し、20款5目の基金繰入金につきましては、前年度と同額の12万3,000円を取り崩し、財源充当をしております。

続きまして、95ページの歳出でございます。5款5項5目の区議会費では、5人の 委員報酬と管理会の運営経費として、前年度と同額の10万1,000円を見積りして おります。

また、10款5項5目の財産管理費は、山林監視員の報償費や借地料など、こちらも 前年度と同額の3万4,000円を計上しております。

続きまして、「議案第17号 令和4年度多賀町大滝財産区管理会特別会計予算について」、ご説明を申し上げます。

97ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、第1条記載のとおり122万6,000円で、前年度と同額 でございます。

102ページをお願いいたします。

歳入でございます。財産収入は基金利子として1,000円、20款では繰越金として58万円を見込んでおります。

また、諸収入では、普通預金利子1,000円、30款5項の基金繰入金では64万4,000円を基金から取り崩し、財源充当をしております。

続きまして、103ページからの歳出でございます。5款5項5目の区議会費では、 7人の委員報酬と管理会の運営経費として、前年と同額の15万8,000円を計上しております。10款5項5目の財産管理費では、山林作業に係る報償費や委託料のほか、 借地料など財産管理に要する経費として、前年度と同額96万8,000円を見積もっております。

次のページ、90款予備費につきましても、前年と同額の10万円でございます。

続きまして、「議案第18号 令和4年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計予算について」、ご説明を申し上げます。

107ページをお願いいたします。

令和4年度の歳入歳出予算の総額は、第1条の記載のとおり13万2,000円で、 前年度と同額でございます。

112ページをお願いいたします。

歳入でございますが、当財産区は長年、立木の売払い収入や預貯金などを財源として 運営してきましたけれども、低迷する木材価格などの影響により収益悪化が続いている ことから、その財源の多くを担ってきました預貯金残高が減少し、財産区の運営財源が なくなりつつあります。このことから、令和3年度の管理会におきまして、令和4年度 より新たに関係集落から負担金を拠出することによって運営を行っていくということと 決定されました。

このことにより、5款分担金および負担金では5万5,000円の皆増となっております。そのほかの運営財源としては、財産収入で、立木の売払い収入として1,000円、15款の繰越金で、前年度からの繰越見込額7万5,000円、また預金利子として1,000円を計上しております。

続きまして、113ページ、歳出でございます。5款5項5目の一般管理費では5人の委員報酬と管理会の運営経費として<math>9万2,000円、また、10目の財産管理費では監視員報償費など<math>4万円を見積もったものでございます。

以上、これら3つの財産区予算案につきましては、多賀および霊山財産区におきましては去る2月21日に会議を開き、また、大滝財産区におきましては新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面会議にて、それぞれ財産区管理会の同意を頂いておりますことを申し添えます。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(竹内薫君) これより3案についての質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより「議案第16号 令和4年度多賀町多賀財産区管理会特別会計予算について」の討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第16号 令和4年度多賀町多賀財産区管理会特別会計予算について」は、原

案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起 立 全 員〕

○議長(竹内薫君) 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

これより「議案第17号 令和4年度多賀町大滝財産区管理会特別会計予算について」の討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第17号 令和4年度多賀町大滝財産区管理会特別会計予算について」は、原 案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起 立 全 員〕

○議長(竹内薫君) 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

これより「議案第18号 令和4年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計予算について」の討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第18号 令和4年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計予算について」は、原 案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起 立 全 員〕

- ○議長(竹内薫君) 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。
- 〇議長(竹内薫君) 日程第23 「議案第19号 令和4年度びわ湖東部中核工業団地 公共緑地維持管理特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

**○産業環境課長(飯尾俊一君)** 「議案第19号 令和4年度びわ湖東部中核工業団地公 共緑地維持管理特別会計予算」につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の115ページをお願いします。

びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計は、びわ湖東部中核工業団地内に おける植樹帯や公共法面、公共緑地の草刈り、街路灯の維持管理を行うもので、その主 な財源は基金から繰り入れて事業を実施するもので、令和4年度予算は、第1条記載の とおり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ726万7,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書にて歳入からご説明させていただきます。 1 2 0 ページをお願いします。

5款財産収入では、基金利子としまして3万4,000円を見込み、15款繰入金では、びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理基金より、事業に必要な財源としまして673万3,000円を繰り入れ、20款繰越金では、前年度繰越金としまして50万円を計上したものでございます。

次に、歳出について説明させていただきます。

121ページをお願いします。

歳出総額は当初予算726万7,000円を計上し、前年度より38万8,000円の 増額となりました。事業内容につきましては、昨年度と同様の草刈り作業委託料が主な ものでございます。

5款総務費、10目公共緑地維持管理費の10節需用費では、工業団地内の街路灯の修繕料としまして20万円、12節の委託料では、工業団地内の歩道、植樹帯、公共法面、遊歩道などの除草作業や街路樹の剪定作業などの委託料706万7,000円を計上し、昨年度より38万8,000円増の726万7,000円を計上したものでございます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第19号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(竹内薫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

〇議長(竹内薫君) 日程第24 「議案第20号 令和4年度多賀町農業集落排水事業 特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

〇地域整備課長(藤本一之君) 「議案第20号 令和4年度多賀町農業集落排水事業特別会計予算について」、ご説明を申し上げます。

特別会計予算書123ページをお願いいたします。

令和4年度多賀町農業集落排水事業特別会計の予算は、第1条の記載のとおり歳入歳 出それぞれ6,936万3,000円とし、第2条では、債務を負担することができる事 項を第2表債務負担行為によるものとし、第3条では、起こすことができる地方債を第 3表地方債によるものとし、第4条では、一時借入金の借入最高額を1,000万円と 定めております。

農業集落排水事業は、平成19年度に整備を完了した後10年以上が経過し、処理施設や管路施設において老朽化が進み、機器の更新が必要となっております。今後、維持管理に伴う経費の抑制や分散化を計画的に進めるとともに、長期的には事業の方向性を見極めるため、関係機関との協議を重ねてまいりたいと思っております。

予算書126ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為では、令和6年度から農業集落排水事業への地方公営企業法適用とするため、移行支援業務委託として令和4年度から5年度までの2年間の委託料を総額1,661万円の範囲としております。

予算書127ページをお願いいたします。

第3表地方債では、地方公営企業法適用移行支援業務委託の財源とするため、550 万円を限度額として借入れを予定しているものでございます。

それでは、事項別明細書にてご説明を申し上げます。

予算書は130ページをお願いいたします。

歳入の主なものとしまして、5款県支出金では、高度処理維持管理費に対する県の自治振興交付金として、佐目、萱原の両処理区で55万1,000円の受入れを、さらには、処理施設等の維持管理計画に基づき、設備ならびに機器等の維持補修事業に対し、 農山漁村地域整備交付金630万円を受け入れる予定でございます。

20款繰入金では、事業の資金確保のための一般会計からの繰入金で、前年度より638万4,000円減の5,033万8,000円を計上しております。

予算書131ページをお願いいたします。

4 0 款使用料及び手数料の農業集落排水使用料は、前年度より 2 7 万円減の 5 0 4 万 2,000円を見込んでおります。

45款町債、5項5目公営企業会計適用債では、先ほどご説明いたしましたとおり5 50万円の借入れを予定しております。

予算書132ページをお願いいたします。

歳出の主なものは、5款総務費では、職員1名の給料、職員手当、共済費などに要する費用などが主なもので、総務費全体で前年度より798万1,000円減の677万円を計上しております。

133ページの10款事業費では、萱原、佐目両処理場ならびに真空ポンプやマンホールポンプ施設などの維持管理に係る費用が主なもので、11節需用費では、両処理場や真空ステーションなどの電気代、水道代といたしまして光熱水費に408万9,00

0円、修繕料では、緊急時の修理費用や真空ポンプユニットのオーバーホールなど、合わせて60万円を計上し、12節委託料では、施設維持補修工事実施設計業務のほか、水質検査や真空ポンプ施設監視業務、汚泥引き抜きによる浄化槽清掃、処理場定期点検などの管理委託経費として2,100万3,000円を計上し、134ページの14節工事請負費では、両処理場の施設ならびに機器等の長寿命化を目的とした維持管理計画に基づき、施設維持補修工事費として750万円を計上しております。

15款公債費では、元金償還で2,222万1,000円、利子で670万2,000円、合計2,892万3,000円を計上しております。

予算書141ページの債務負担行為における当該年度以降の支出予定額では、先ほどもご説明いたしましたが、2か年の総額として1,661万円の支出予定としております。

予算書142ページの地方債残高見込額では、令和4年度末現在として、令和3年度 末に対し1,672万1,000円減の3億1,465万円となる見込みでございます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〇議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第20号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

\_\_\_\_

〇議長(竹内薫君) 日程第25 「議案第21号 令和4年度多賀町水道事業会計予算 について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

〇地域整備課長(藤本一之君) 「議案第21号 令和4年度多賀町水道事業会計予算に ついて」、ご説明申し上げます。

予算書143ページをお願いいたします。

令和4年度の水道業務の予定量は、第2条記載のとおり、給水戸数3,148戸、年間総給水量135万9,334㎡、1日平均給水量3,724㎡、1日最大給水量は5,305㎡、主な建設改良事業としましては、老朽管更新事業に5,900万円を予定しております。給水戸数は、新たな住宅団地の開発などにより令和3年度より13戸の増

を見込んでおります。

第3条記載の収益的収入および支出の予定額につきましては、収入で3億9,275万円、支出で3億2,860万1,000円とし、収支差引き6,414万9,000円の利益を見込んでおります。

予算書144ページをお願いいたします。

第4条記載の資本的収入および支出につきましては、資本的収入の総額を令和3年度より815万6,000円増の4,101万円、資本的支出の総額を1,141万3,000円減の1億9,115万6,000円とし、その不足額は、消費税および地方消費税資本的収支調整額および損益勘定留保資金で補てんするものでございます。今後、水道事業は、経営の効率化や経費の節減、他市町との広域化や施設の共有化等も見据えた一層の経営努力が求められております。多賀町水道事業では、施設を強靱で安定したものとするため、老朽化施設の更新を計画的に進める必要があるため、建設改良費につきましては、効果的な箇所に集約させる予算といたしております。

第5条では企業債の限度額、第6条では一時借入金の限度額、第7条では予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合を、第8条では議会の議決を経なければ流用することができない経費をそれぞれ定めているもので、企業債の限度額は、水道施設改修事業として令和3年度より1,000万円増の4,000万円、一時借入金の限度額は5,00万円とし、141ページで、議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費2,228万7,000円としております。

第9条の他会計からの補助金では、起債償還のために、元利償還額の2分の1相当分の7,522万8,000円を一般会計から受け入れる予定でございます。

第10条の棚卸の資産購入限度額は、材料に300万円、量水器に150万円の合計 450万円と定めております。

それでは、予算計画説明書にて説明をさせていただきます。

予算書は154ページをお願いいたします。

収益的収入からご説明をさせていただきます。水道事業収益の総額を3億9,275万円といたしまして、主な収入は、営業収益2億7,547万8,000円のうち、水道使用料では、前年度より598万6,000円増の2億6,326万9,000円、他会計負担金では、消火栓維持管理費としまして577基分の1,154万円を見込んでおります。営業外収益の他会計補助金では、起債の元利償還金1億5,045万6,000円の2分の1相当分7,522万8,000円を一般会計より受け入れ、長期前受金戻入としまして、繰延収益の収益化のため3,539万8,000円、水道加入金としまして643万5,000円の収入を予定しております。

予算書155ページの収益的支出につきましては、水道事業費用の総額を3億2,860万1,000円といたしまして、主な支出は、1目営業費用の原水および浄水費では、浄水処理施設の保守点検管理や原水水質検査費用など、安心安全で安定的な給水の

ための委託料としまして 2 、4 6 7 万 4 、0 0 0 円、送配水管を含む各施設の修繕としまして 1 、2 1 6 万円、取水ポンプ、送水ポンプの動力費としまして 1 、8 6 0 万円、滅菌などの薬品費としまして 2 7 5 万円を計上しております。

2目配水および給水費では、量水器検針委託料、浄水水質検査委託料、配管・固定資産台帳の更新業務委託料など、総額1,020万8,000円、予算書156ページの修繕費では、各施設の修繕、配水管、給水管の漏水修理などで550万円。

4目総係費では、職員3名の給料、手当、法定福利費等に加え、157ページの通信 運搬費では、有線テレメーターや有線のADSL使用料などの費用としまして105万 円を計上し、委託料では、設計積算単価の資料作成や会計顧問の費用、料金システムの 改修費用としまして144万6,000円、負担金では、日本水道協会負担金や庁舎使 用負担金などの費用としまして136万4,000円などの経費を計上し、総係費全体 としまして、前年度から16万9,000円増の2,848万6,000円を計上してお ります。

予算書158ページの5目減価償却費では、建物や構築物などの固定資産減価償却費として1億6,658万8,000円を計上し、6目資産減耗費では、固定資産除却費としまして447万9,000円を計上したものでございます。

2項営業外費用では、企業債利息としまして3,625万1,000円を計上し、消費税及び地方消費税では1,200万円を計上したものでございます。

予算書159ページの資本的収入では、その総額を4,101万円としまして、その主なものは、5項企業債で、老朽管更新事業に要する費用の水道事業債で、前年度より1,000万円増の4,000万円を計上しております。

予算書160ページの資本的支出では、その総額を1億9,115万6,000円とし、 長期的な施設整備計画において、より効果的で効率的な箇所に予算を集約しております。

主なものとしまして、水道改良費の委託料では、配水管布設替工事などの調査設計業務などといたしまして5,500万円を計上し、工事請負費では、老朽管更新事業として、楢崎地区のほか多賀地区の配水管布設替、土田地区の舗装本復旧工事に要する費用としまして、前年度より5,900万円減の7,130万円を計上しております。企業債償還金では、老朽管更新や施設改修への企業債償還に要する費用としまして、前年度より683万7,000円増の1億1,420万6,000円を計上しております。

予算書166ページの企業債残高見込額では、令和4年度末現在として、令和3年度 末に対し7,420万6,000円減の26億2,427万4,000円となる見込みでご ざいます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第21号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(竹内薫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長(竹内薫君) 日程第26 「議案第22号 令和4年度多賀町下水道事業会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

〇地域整備課長(藤本一之君) 「議案第22号 令和4年度多賀町下水道事業会計予算 について」、ご説明申し上げます。

予算書は167ページをお願いいたします。

令和4年度の下水道業務の予定量は、第2条記載のとおり、処理区域内人口6,779人、年間処理水量134万4,002㎡、1日平均処理量3,682㎡、主な建設改良事業としましては、雨水排水整備事業1,765万5,000円を予定しております。

第3条記載の収益的収入および支出の予定額につきましては、収入で3億9,610万3,000円、支出で3億9,472万円とし、収支差引き138万3,000円余りの利益を見込んでおります。

予算書168ページをお願いいたします。

第4条記載の資本的収入および支出の予定額につきましては、資本的収入の総額を1億3,831万円、資本的支出の総額を2億6,222万1,000円とし、その不足額は、消費税および地方消費税資本的収支調整額および損益勘定留保資金で補てんをいたします。

第5条では企業債の限度額、第6条では一時借入金の限度額、第7条では予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合を、第8条では議会の議決を経なければ流用することができない経費をそれぞれ定めているもので、企業債の限度額につきましては、下水道事業債が880万円、流域下水道事業債が1,430万円、資本費平準化債が6,000万円、165ページで、一時借入金の限度額は5,000万円とし、議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費が857万3,000円としております。

第9条の他会計からの補助金では、事業の資金確保のため 6,894万円を一般会計から受け入れる予定でございます。

それでは、予算計画説明書にて説明をさせていただきます。

予算書178ページをお願いいたします。

収益的収入からご説明をさせていただきます。下水道事業収益では、営業収益2億5,577万1,000円のうち、下水道使用料としまして2億4,473万円を見込んでおりますが、令和4年度においてもコロナ禍の影響は残るものと想定し、前年度に対し672万6,000円増としております。営業外収益の他会計補助金では5,800万円を一般会計より受け入れておりまして、長期前受金戻入としまして8,233万1,000円の収入を予定しております。

予算書179ページの収益的支出では、1項営業費用の主なものとしまして、1目管 集費では、管渠清掃や水質検査、マンホールポンプ場の機器点検などの維持管理委託料 など2,741万1,000円としております。

予算書180ページの3目流域下水道維持管理負担金では1億604万円、4目減価 償却費では2億534万2,000円を計上しております。

2項営業外費用の主なものとしましては、1目支払利息及び企業債取扱諸費では、企業債利息としまして3,589万2,000円を計上しております。

予算書181ページの資本的収入の主なものは、1項企業債として8,310万円、 2項他会計出資金として4,600万円、3項補助金では、雨水排水整備工事に対する 補助金等として885万5,000円を計上しております。

予算書182ページの資本的支出の主なものは、1項建設改良費では、管渠整備事業として、雨水排水整備事業の工事請負費として1,765万5,000円、琵琶湖流域下水道の施設建設に伴う負担金として1,439万9,000円を計上し、2項企業債償還金として2億3,016万7,000円を計上しております。

予算書187ページの企業債残高見込額では、令和4年度末現在としまして、令和3年度に対し1億5,101万3,000円減の21億6,402万1,000円となる見込みでございます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

**〇議長(竹内薫君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第22号につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、 産業建設常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。 暫時休憩します。

再開は、議場の時計で2時25分とします。

(午後 2時25分 再開)

〇議長(竹内薫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第27 「請願第1号 「適格請求書等保存方式 (インボイス制度)」について、 シルバー人材センターに及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能 となる適切な措置を求める請願」を議題とします。

本請願について、紹介議員の大橋富造議員より、請願趣旨の説明を求めます。 8番、大橋富造議員。

〔紹介議員 大橋富造君 登壇〕

○8番(大橋富造君) 「請願第1号 「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」について、シルバー人材センターに及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を求める請願」につきまして、紹介議員といたしまして趣旨説明を行わさせていただきます。

今回、公益社団法人多賀町シルバー人材センター理事長、小財久仁夫氏から署名の下、センターにとって新たな税負担が生じることは運営上の死活問題であり、事業運営が可能となるよう適切な措置を講じられるよう、国に対して意見書の提出についての請願が出されました。

請願の趣旨については、朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

シルバー人材センター (以下、「センター」という。) は、高齢者の多様な能力と豊富な知識・経験を生かした就業機会を提供すること等により、高齢者の社会参加の促進、生きがいの充実および健康の維持増進、ひいては地域社会の活性化、ならびに医療費や介護費用の削減などに貢献できるよう努めています。

そうした中、令和5年10月1日から、適格請求書等保存方式(以下「インボイス制度」という。)が導入される予定です。現在、センターが会員に支払う配分金には消費税を含んでいますが、仕入税額控除により、配分金に関して消費税納税の必要がありません。

また、会員は年間の配分金額が1,000万円を超えないため、消費税の納税義務が 免除される事業者(以下、「免税事業者」という。)となっています。

インボイス制度導入後は、免税事業者である会員は適格請求書を発行できないため、 センターとして仕入税額控除を行うことができなくなり、消費税相当額を新たに負担し 納税する必要が生じてきます。しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原 則であり、新たな税負担の財源はありません。このことはまさに運営上の死活問題であ り、存続の危機となります。

少額の収入しかないセンターの会員の手取り額がさらに減少することなく、センター において安定的な事業運営が可能となる適切な措置を講じられるよう国に対し意見書を 提出していただきたく請願いたします。

請願の事項としまして、1、シルバー人材センターにとって新たな税負担が生じることは、運営上の死活問題である。インボイス制度導入後も、シルバー人材センターにおいて、事務局体制を維持し、安定的な事業運営が可能となるよう、適切な措置を講じること。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出するという内容であります。

本請願がご審議され、採択されますよう、議員各位の賛同を求め、趣旨説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

- ○議長(竹内薫君) 請願第1号については、会議規則第92条第1項の規定により、総 務常任委員会に付託することとします。
- 〇議長(竹内薫君) 日程第28 「請願第2号 旧遠藤邸(多賀634番地)の跡地利 用に関する請願書」を議題とします。

本請願については、紹介議員の川添武史議員より、請願趣旨の説明を求めます。 9番、川添武史議員。

〔紹介議員 川添武史君 登壇〕

○9番(川添武史君) 「請願第2号 「旧遠藤邸(多賀634番地)の跡地利用に関する請願書」の趣旨説明をさせていただきます。

絵馬通りの活性化を考える会の委員長であります大谷重温氏から今回も出されました。 旧遠藤邸は、皆さんご存じのとおり、平成24年に所有者が死亡され、また、相続人が おられなくなり、荒れ果てた土地になりました。当該土地は多賀町の中心市街地活性化 地域にも指定されている絵馬通りに面しております。多賀区を主体として近隣の小字下 の町、本町、新町、向山下町で壁の崩落など危険な場所はトタンを貼ったり、また繁茂 する草木には有志による撤去作業などをしておりましたが、近年の異常気象による想定 外の台風、豪雨に、木塀がいつ倒壊してもおかしくない、近隣の住宅に被害を及ぼすか 分からない状態になりました。

令和元年9月定例会に、建造物の解体、撤去、町道の拡幅を当時の区長より請願書が提出されました。ようやく令和3年6月に解体が終わりました。議会には宅地を3分筆し2区画を住宅地、1区画を多賀区が所有、駐車場等に使う案が示され、議決を得た経緯があります。

令和3年12月議会に跡地利用についての請願が出されました。6月に解体後、絵馬通りの活性化を考える会が現地を視察され、絵馬通りの一等地に面しており、もっと有効に使えないかと検討され、請願が出されたものでありました。産業建設常任委員会だけでなく多くの委員の方、総務常任委員会の方にも、絵馬通りの活性化を考える会の本意を聞くことになり、参考人を招致して議論をしていただきました。結果は不採択にな

りましたが、参考人の質疑の中で説明しきれなかったとして、再度今回の請願になりました。

請願書の続きに絵馬通りの将来展望などを記載しております。ここで説明すれば長くなりますので、皆さんでご一読をお願いしたいと思います。

絵馬通りの活性化を考える会は、多賀大社、多賀町商工会、(一社)多賀観光協会、共同組合、多賀門前町協栄会、また(一社)杜ノ実、まちづくり会社、そして地元自治会多賀区が運営されております。会の皆さんは、大滝の活性化、たかとり祭りの参加、また大瀧神社のライトアップ事業など大滝の里づくり、また河内の風穴を中心とした芹谷振興、大佐谷地域では佐目の十二相神社のにぎわいづくりにも積極的に参加され、多賀町をどうしたら以前のにぎわいを取り戻せるか真剣に考えておられます。

まちづくりは非常に難しい問題です。行政だけではできないし、また住民だけでも難しい事業であります。今、会の皆さんがやる気のあるときに後押しをするのが行政、議会の務めだと思っています。多賀区が金を出すのは本意ではありません。今やらなければ、将来に禍根を残す結果となります。

議員各位の賢明なる判断をお願いして、趣旨説明とさせていただきます。ありがとう ございました。

- ○議長(竹内薫君) 請願第2号については、会議規則第92条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託することとします。
- ○議長(竹内薫君) これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日からの日程につきましては、別紙の会期日程表のとおり進めていきたいと思いま すので、よろしくお願いいたします。

なお、再開は3月7日午前9時30分とし、一般質問を行います。 長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。 本日はこれで散会します。

(午後 2時38分 散会)

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 竹 内 薫

多賀町議会議員 近藤 勇

多賀町議会議員 清 水 登久子